

# 【プログラム8:クイズ王になろう ～もっと知って子どものこと～】

☆ねらい：中高生の子どもをもつ親として、子どもたちを取り巻く現状や課題を知ること  
とで、子どもの生活に関心をもつ。

キーワードの例	親としての知識
時 間	5分
人 数	何人でもできる。
活動形態	全体
準備物	パソコン（データを示すとより効果的）
主な活動	①問題について考える。 ②印象に残ったことを参加者同士で話したり、全体に紹介したりする。
気を付けること	○二択クイズを通して、子どもたちの現状を知るとともに、「命を大事にしてほしい」というメッセージをもつ。
方 法	<p>1 二択○×クイズを数問行う。 【出題例】 ※右の出題のような問題・答えとその根拠となるデータ等を示す。 ・「自分にいいところがある」と思っている高校生の割合は、6割以上である。 ※問題の種類</p> <p>2 特に印象に残ったことを数名で話し合ったり、全体に紹介したりする。 ○高校生期～心とからだ編～ ○高校生期～交通安全編～ ○高校生期～保護者編～ ○中学生期～心とからだ編～ ○中学生期～交通安全編～</p> <p>3 まとめを聞く。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>子どもたちを取り巻く現状をいろいろな角度から知ること も親として必要なことである。新しい情報を知ること で、子どもの生活を見つめたり、子どものことを分 かろうとしたりすることが大事だ。</p> <p>子どもたちの現状を受け止めるとともに、子ども たちには、「自分のことを好きでいてほしい」「命を 大事にしてほしい」というメッセージを伝えてほ しい。</p> </div>
備 考 (アレンジ等)	○他プログラムと関係あるの問題を導入に使う方法もある。
他プログラムとの関連	なし

# 「親の学び」プログラム ステップ（中高生期）編

プログラムNO, 8

「クイズ王になろう

～もっと知って子どもしたこと～」



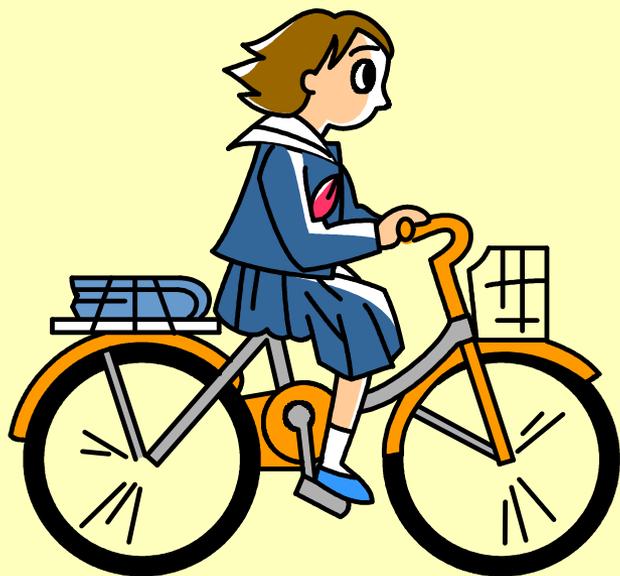
～交通安全編

～

高校生向け

# 問題1

- 自転車は車道が原則、歩道は例外である。



# 正解は、

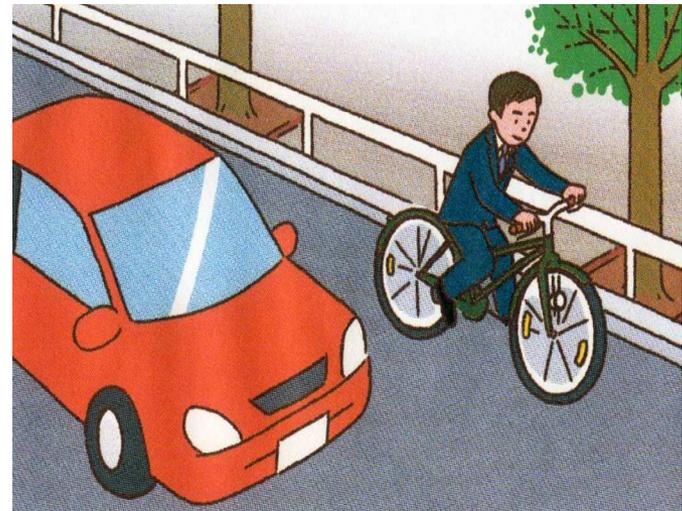
## 道路交通法第17条、18条

### 自転車安全利用5則

H19,7,10 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定

#### (1) 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通上、自転車は軽車両と位置付けられている。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則である。



罰則 3カ月以下の懲役

又は5万円以下の罰金

(財)全日本交通安全協会・警察庁 資料より

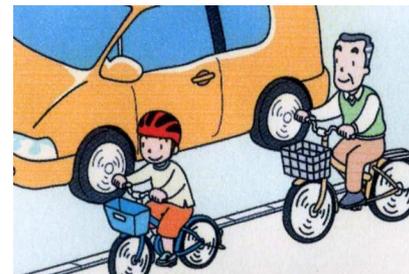
# (補足) 「歩道は例外」の具体例

(社団法人) 日本損害保険協会 資料より

- 歩道に「普通自転車の歩道通行可」の標識がある場合



13才未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が普通自転車を運転している時



車道又は交通の状況から見て、歩道通行がやむを得ないと認められる時



## 問題2

- 自転車の「二人乗り禁止」は、危険防止のため、道路交通法で「禁止」と定めている。



# 正解は、

## 道路交通法第55条 自転車安全利用5則

H19,7,10 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定

### (4) 安全ルールを守る (二人乗り禁止)

6歳未満の子どもを1人乗せるなどの場合を除き、二人乗り禁止。

罰則 2万円以下の罰金  
又は料料



(財)全日本交通安全協会・警察庁 資料より

# 問題3

- 平成22年、熊本県の高校生の自転車事故の原因のうち、最も多いのは、「安全不確認」であった。



# 正解は、

県内高校生の  
交通事故原因

区 分	死傷者数
安全不確認	49 人
交差点安全進行 違反	22 人
一時不停止	10 人
通行区分・追越	6 人
徐行違反	6 人
前方不注視	4 人
信号無視	3 人
安全速度違反	2 人
炬火違反	1 人
その他	33 人
違反なし	127 人
合 計	263 人

熊本県警察本部 平成22年統計

# 自転車安全利用5則

H19,7,10 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定

## (4) 安全ルールを守る

### 交差点での一時停止と 安全確認

一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは、徐行。

安全確認を忘れずに。

罰則 3カ月以下の懲役

又は 5万円以下の

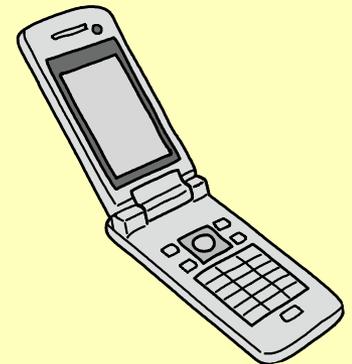
罰金



(財)全日本交通安全協会・警察庁 資料より

# 問題4

- 車の運転をしながらの携帯電話の使用は禁止であるが、自転車は法令では禁止されていない。



# 正解は、



## 道路交通法第71条6号

・視界を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で自転車を運転しない。

- ・ 自転車に乗車する場合は、「**携帯電話**」はもちろんのこと、「**携帯用電子機器**」を使用しての運転行為は禁止

H21.1.1 熊本県道路交通規則改正

傘さし運転等の**禁止**



運転中の携帯電話使用等の**禁止**



【罰則】5万円以下の罰金

# 問題5

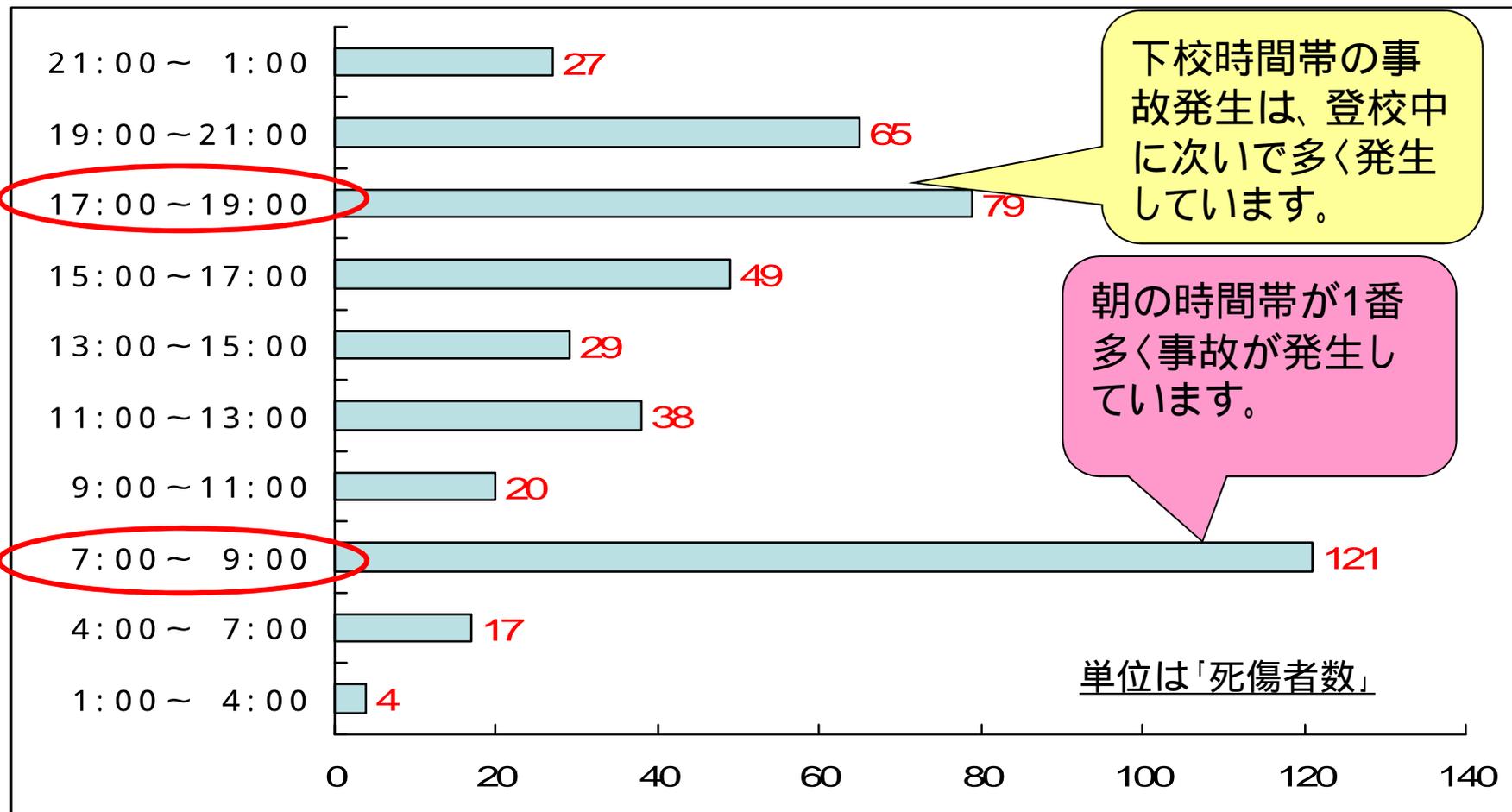
- 平成22年、熊本県の高校生の自転車事故の発生時間帯のうち、最も多いのは、下校時間帯(17:00～19:00)であった。



正解は、

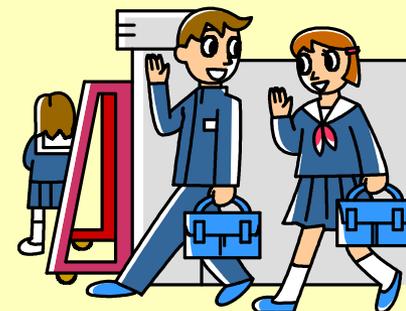


## 県内高校生の交通事故発生時間帯



# 問題6

- 自転車事故では、被害者になるケースが多いが、加害者になることはない。



# 正解は、



## 自転車事故の 高額賠償事例

(社団法人)日本損害保険協会 資料より

### 事故の概要

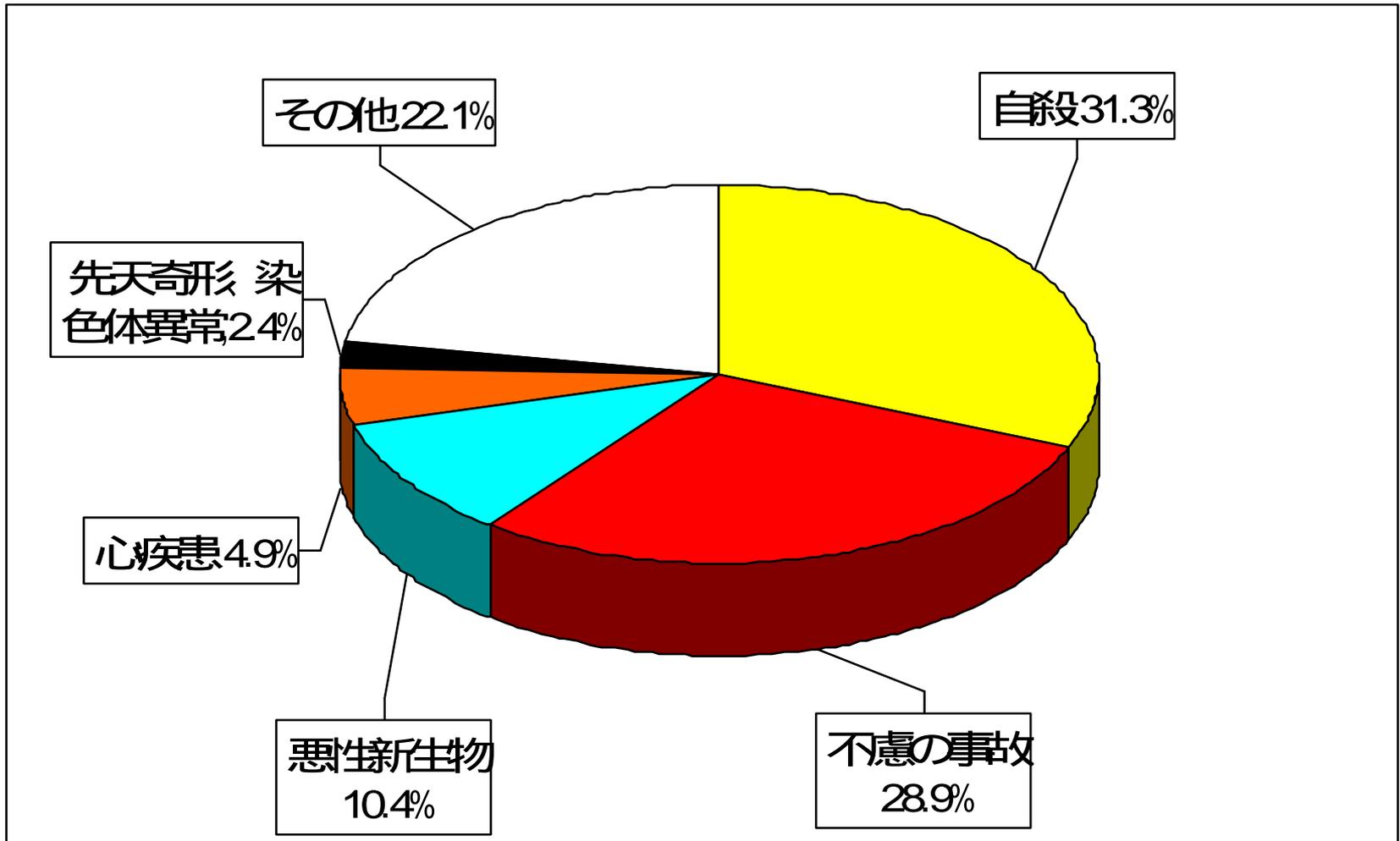
自転車に背後から衝突されて重い障害が残ったとして、元看護師の女性(57歳)が、乗っていた当時高校生の女性(19歳)と父親に損害賠償を求めた訴訟で、横浜地裁は、高校生に**5,000万円**の支払いを命じた。

被害者女性は、午後7時15分頃路上を歩いて帰宅途中、**無灯火で携帯電話**に気を取られて前方注意を怠り進行してきた高校生の自転車に、背後から衝突され、首などに怪我をして歩行困難になり、看護師の職も失って生活保護を受けている。

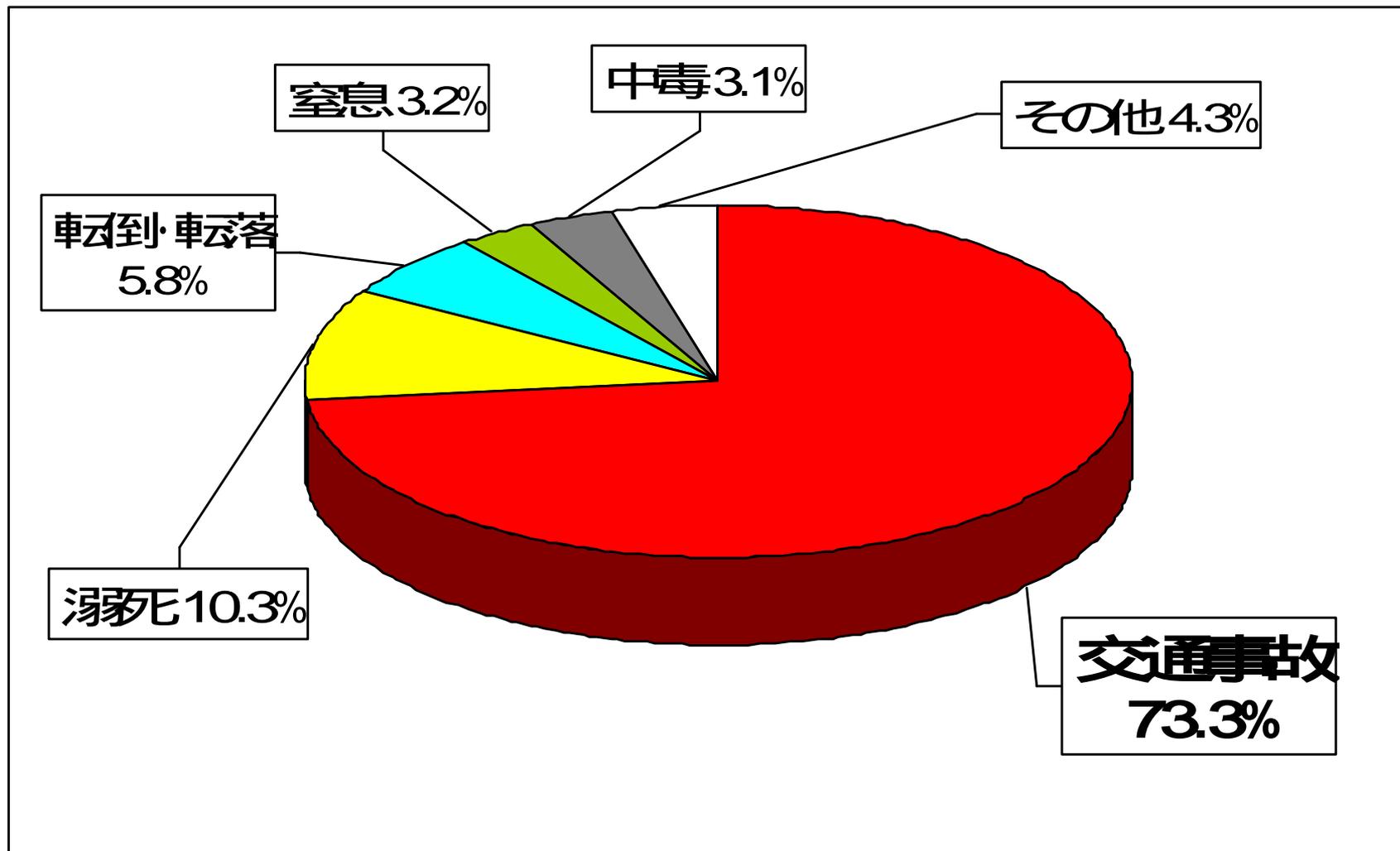


參考  
資料

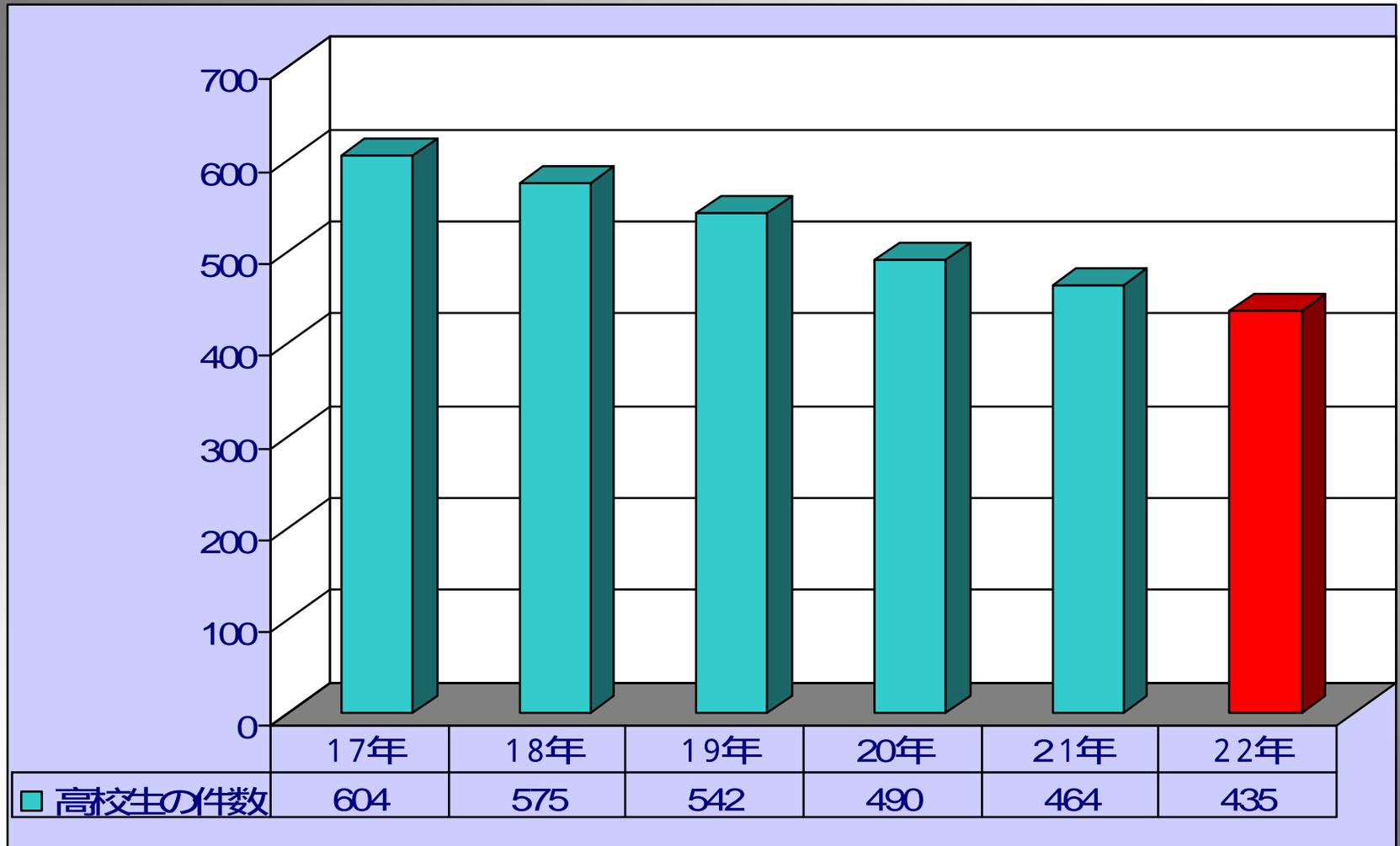
# 若者の事故の特徴



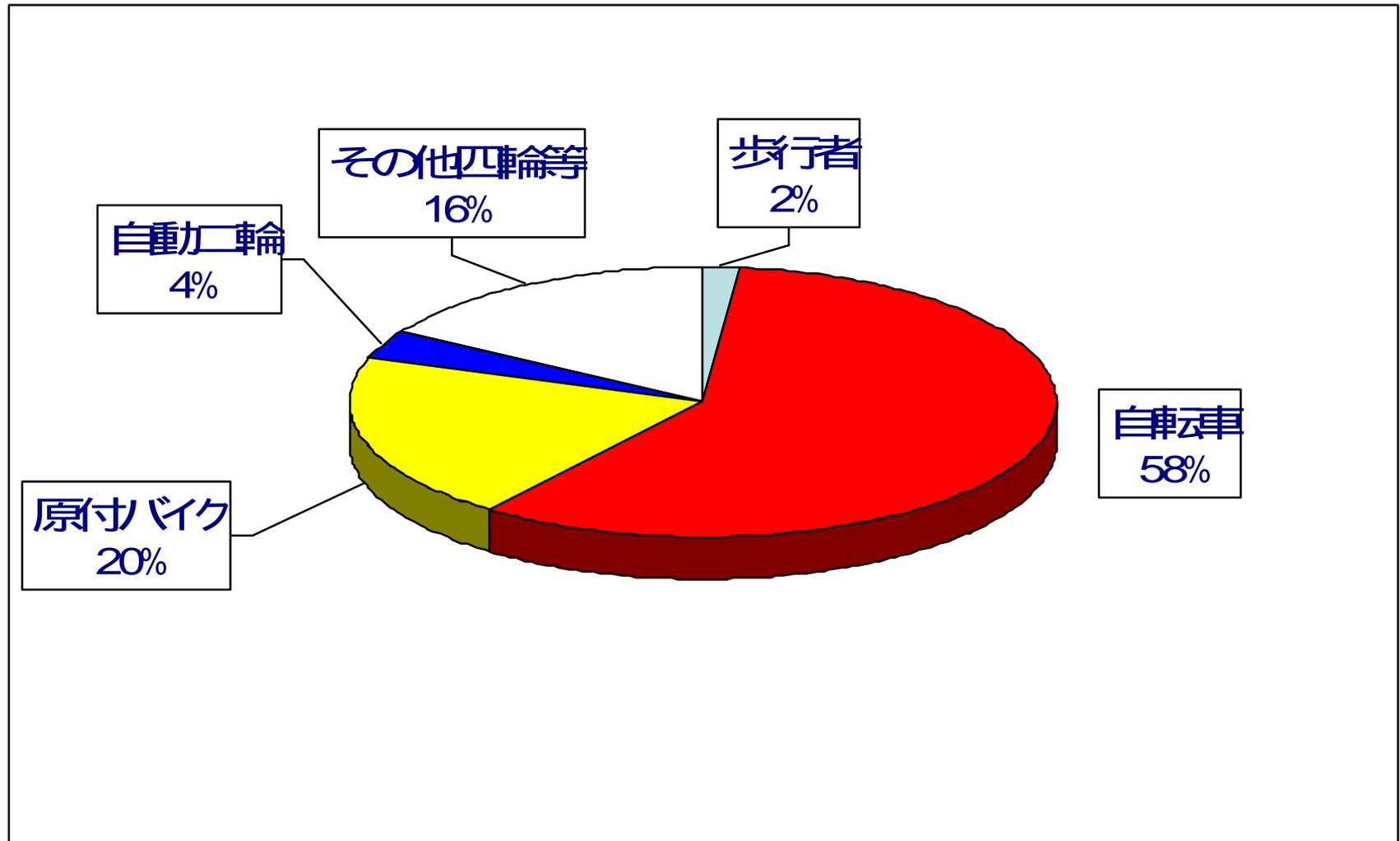
# 不慮の事故の内訳



# 県内高校生の交通事故件数の推移



# 県内高校生の交通事故状態



# 平成22年度における「生徒の通学状況」

	徒 歩	自転車	原付 バイク	公共交通 機関	その他	合 計
公立(全)	2,448人	22,352人	1,851人	7,884人	1,095人	35,630人
公立(定)	39人	271人	143人	80人	127人	660人
私 立	1,667人	9,058人	136人	3,431人	1,355人	15,647人
総 計	4,154人	31,681人	2,130人	11,395人	2,577人	51,973人
割 合	7.9%	61.2%	4.1%	21.9%	4.9%	100%

平成22年統計：交通安全実態調査より

# 平成22年中の交通事故報告から

## 【高校生】

学校管理下62%、学校管理下外38%

## 交通事故の状況

歩行中1.4%、自転車乗車中41.1%、

自動車同乗中4.1%、バイク乗車中53.4%



四輪車の左横を走るときは、四輪車の死角に注意しましょう

# 高校生の自転車事故の傾向

- 高校生の交通事故死傷者の58%が自転車乗用中によるものである。
- 自転車事故の約45%が通学中に発生している。
- 法令違反別では、**435件中232件(53.3%)**に何らかの法令違反があり、うち最も多いのが、「**安全不確認**」の**66件**、次いで「**交差点安全進行違反**」の**41件**となっている。
- 「危険予知・予測は、安全確認の母である。」

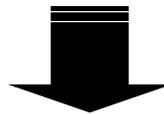
# 自転車安全利用五則

H19.7.10 中央交通安全対策会議  
交通対策本部決定

- (1) 自転車は、**車道が原則**、歩道は例外
- (2) 車道は**左側**を通行
- (3) 歩道は**歩行者優先**で、車道寄りを徐行
- (4) **安全ルールを守る**

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 夜間はライトを点灯  
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

- (5) 子どもはヘルメットを着用（13歳未満の者）



H21.1.1 熊本県道路交通規則改正

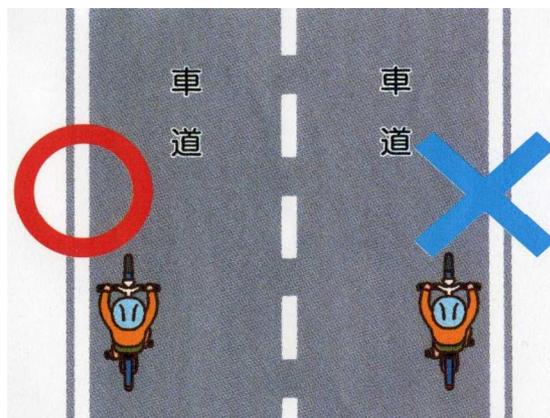
自転車に乗車する場合は、「**携帯電話**」はもちろんのこと、「**携帯用電子機器**」を使用しての運転行為は禁止

# 自転車安全利用5則

(財)全日本交通安全協会・警察庁 資料より

## (2) 車道は左側を通行

自転車は、道路の左側に寄って通行しなければならない。



罰則 3カ月以下の懲役又は  
5万円以下の罰金

## (3) 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければならない。



罰則 2万円以下の罰金  
又は科料

# 自転車安全利用5則

(財)全日本交通安全協会・警察庁 資料より

## (4) 安全ルールを守る (飲酒運転禁止)

自転車も飲酒

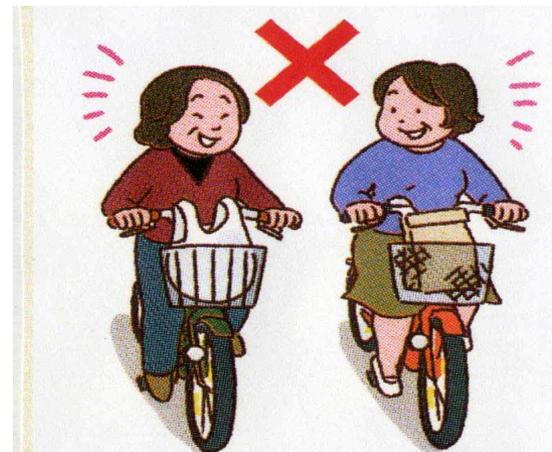
運転は禁止。



罰則 5年以下の懲役又は  
100万円以下の罰金 (酔って運転した場合)

## (並進禁止)

「並進可」標識のある場所  
以外では、並進禁止。



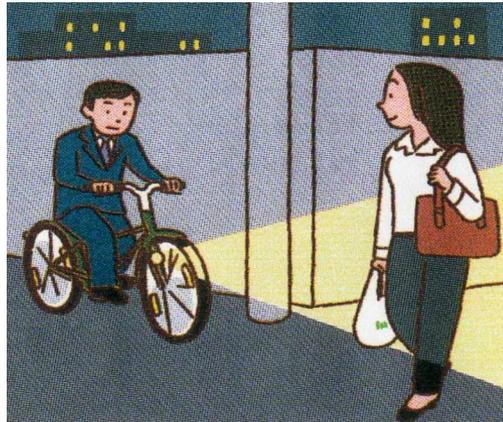
罰則 2万円以下の罰金  
又は科料

# 自転車安全利用5則

(財)全日本交通安全協会・警察庁 資料より

## (4) 安全ルールを守る (夜間はライトを点灯)

夜間は、前照灯及び尾灯  
(又は反射器材)をつける。

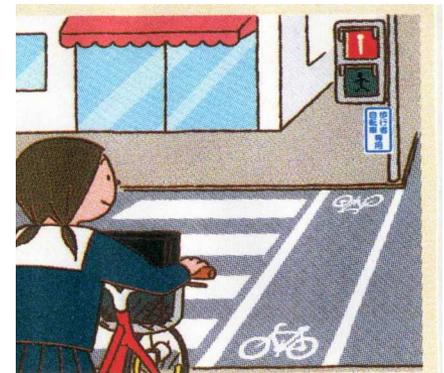


罰則 5万円以下の罰金

## (信号を守る)

信号を必ず守る。

「歩行者・自転車専用」信号機のある場合は、  
その信号に従う。



罰則 3カ月以下の懲役 又は  
5万円以下の罰金

# 自転車安全利用5則

(財)全日本交通安全協会・警察庁 資料より

## (5) 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、  
児童・幼児に乗車用ヘルメットを  
かぶらせるよう努めなければなら  
ない。



# 「親の学び」プログラム ステップ（中高生期）編

プログラムNO, 8

「クイズ王になろう

～もっと知って子どもしたこと～」



～心とからだ編～  
高校生向け

# 問題1

・全国の高校2年生(抽出45校)に

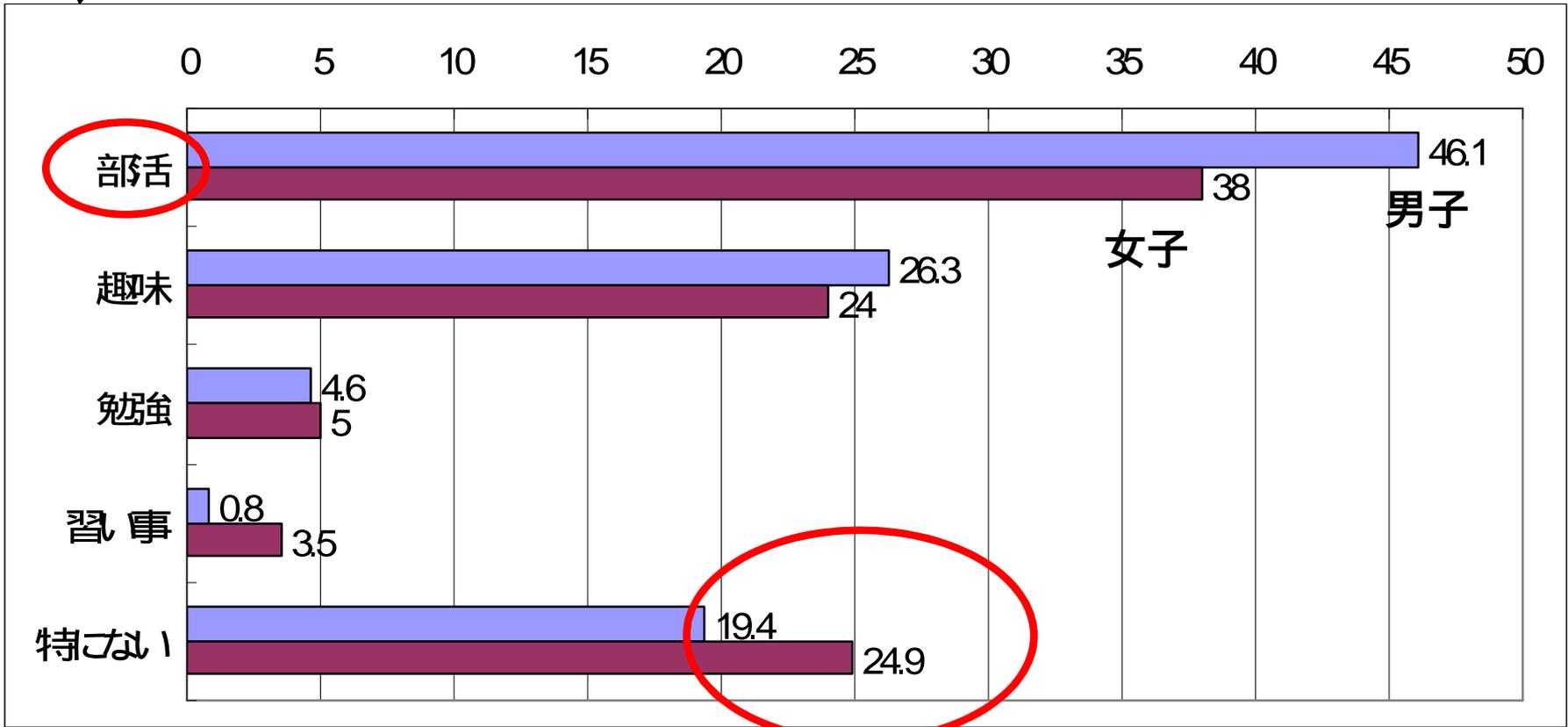
「今、一生懸命取り組んでいるものは？」と聞いたとき、

最も多い答えは「勉強」だった。

正解  
は、



「特にない」と答えた生徒が、約20～25%  
います。何か熱中して取り組めるものが見つかる  
ように、ことばかけをしていくことが大事です。



文部科学省委託事業 平成22年度「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」に  
おける実証的共同研究報告書より(全国9区、計45校の生徒と保護者にアンケート実施)  
: 社団法人全国高等学校PTA連合会

## 問題2

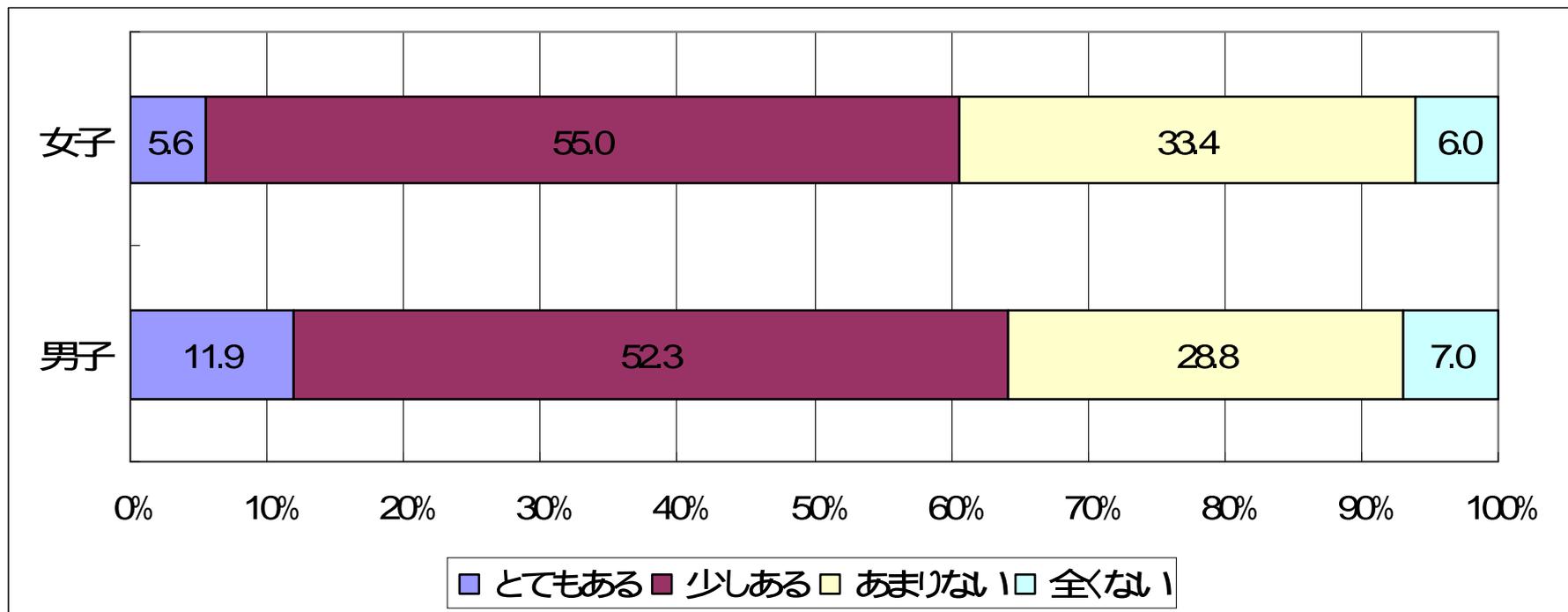
・「自分にいいところがある」と思っている高校生の割合は、**6割以上**である。

(「とてもある」「少しある」を含めて)

(熊本県の高校生に限ったものではありません。)

# 正解は、

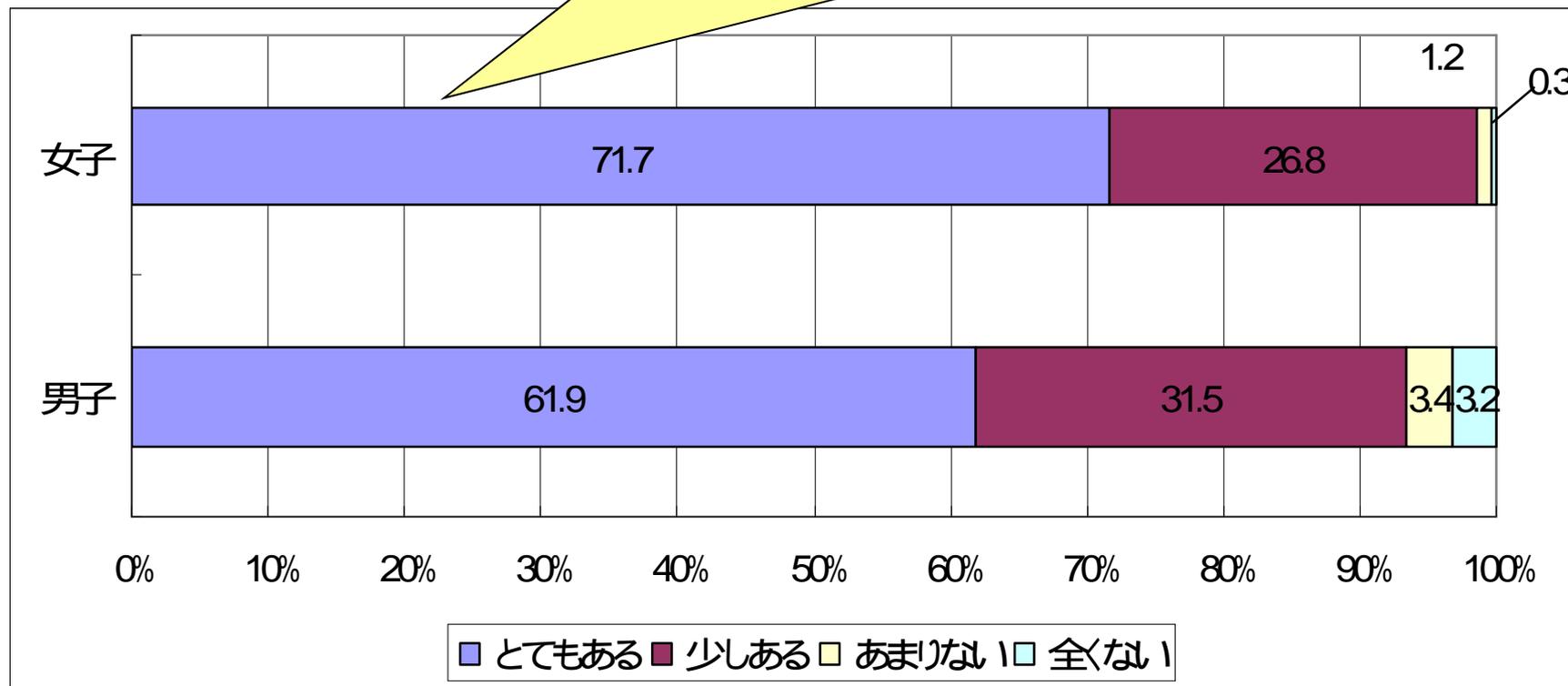
男子は約64.2%、女子は約60.6%  
の生徒が「ある」と思っている。



文部科学省委託事業 平成22年度「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」における実証的共同研究報告書より(全国9区、計45校の生徒と保護者にアンケート実施)  
: 社団法人全国高等学校PTA連合会

# 問：あなたには、欠点があると思いますか？

子どもたちを、**認め・ほめ・励まし、伸ばして**いきましょう。  
そうすることで、子どもたちの自尊心も高まってきます。



文部科学省委託事業 平成22年度「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」における実証的共同研究報告書より(全国9区、計45校の生徒と保護者にアンケート実施): 社団法人全国高等学校PTA連合会

# 問題3

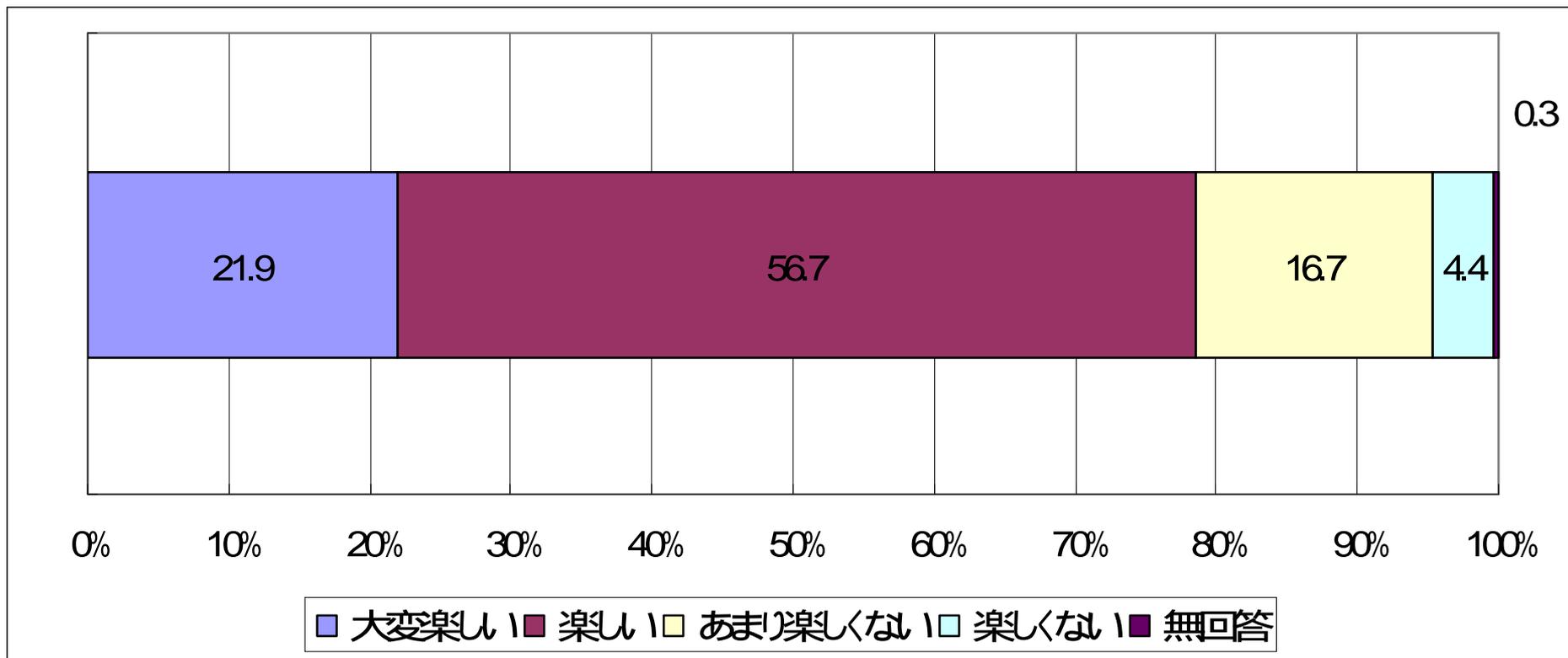
- 家族と一緒に過ごしているときは「大変楽しい」「楽しい」と感じている高校生は、およそ75%を上回っている。

(熊本県の高校生の場合)



# 正解は、

約78.6%の生徒は「大変楽しい」「楽しい」と感じている。しかし、約21.1%の生徒は「あまり楽しくない」「楽しくない」と答えている。



平成19年3月熊本県教育委員会作成「性教育の手引き」より

# 問題4

- 家族の中で、何でも話せる人は「いない」と答えた生徒は、30%以上いる。

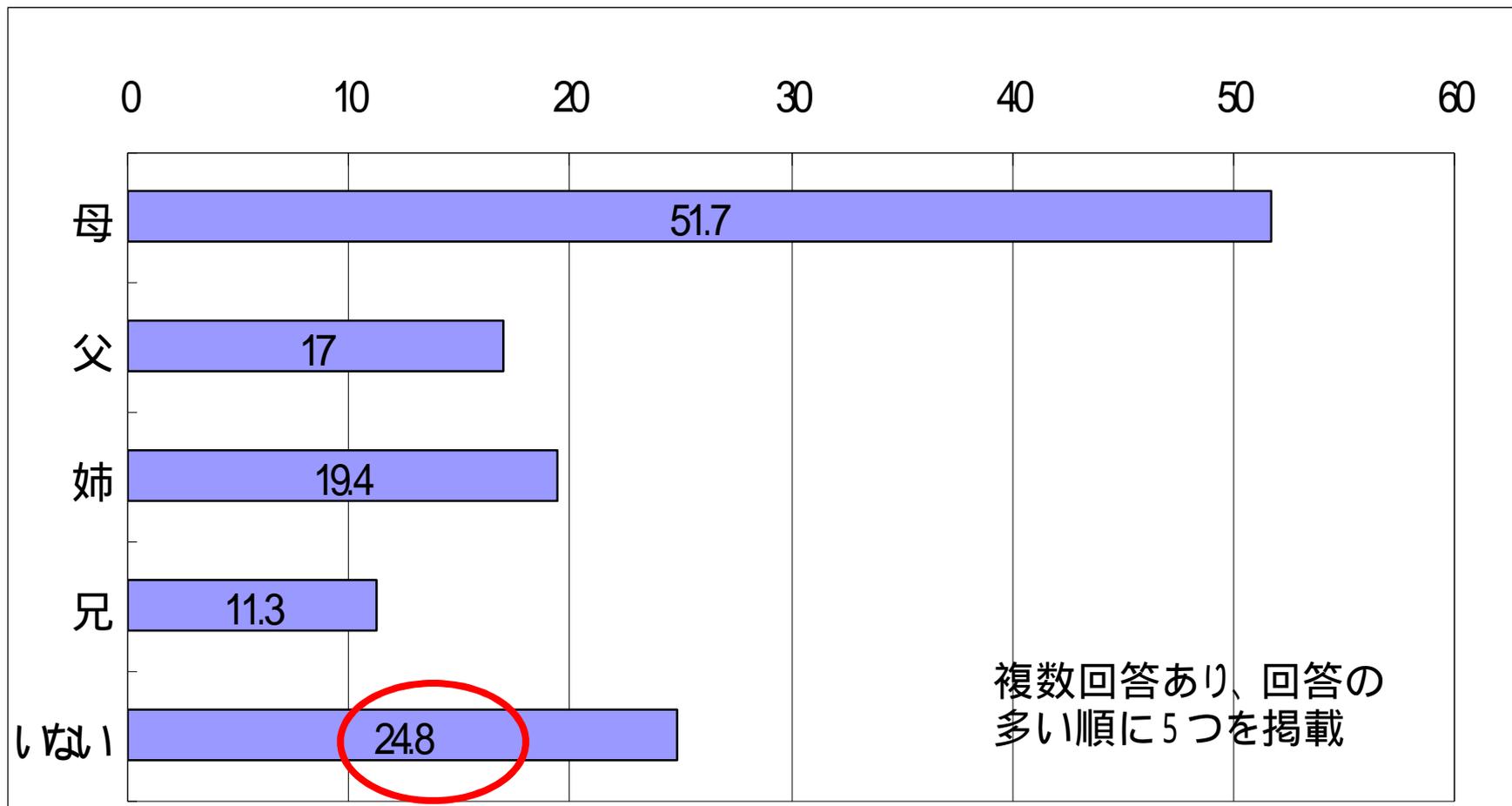
(熊本県の高校生の場合)



# 正解は、



約24.8%の生徒は「何でも話せる人がいない」と感じています。



平成19年3月熊本県教育委員会作成「性教育の手引き」より

# 問題5

- 高校生になって、保護者から叱られることとほめられること、

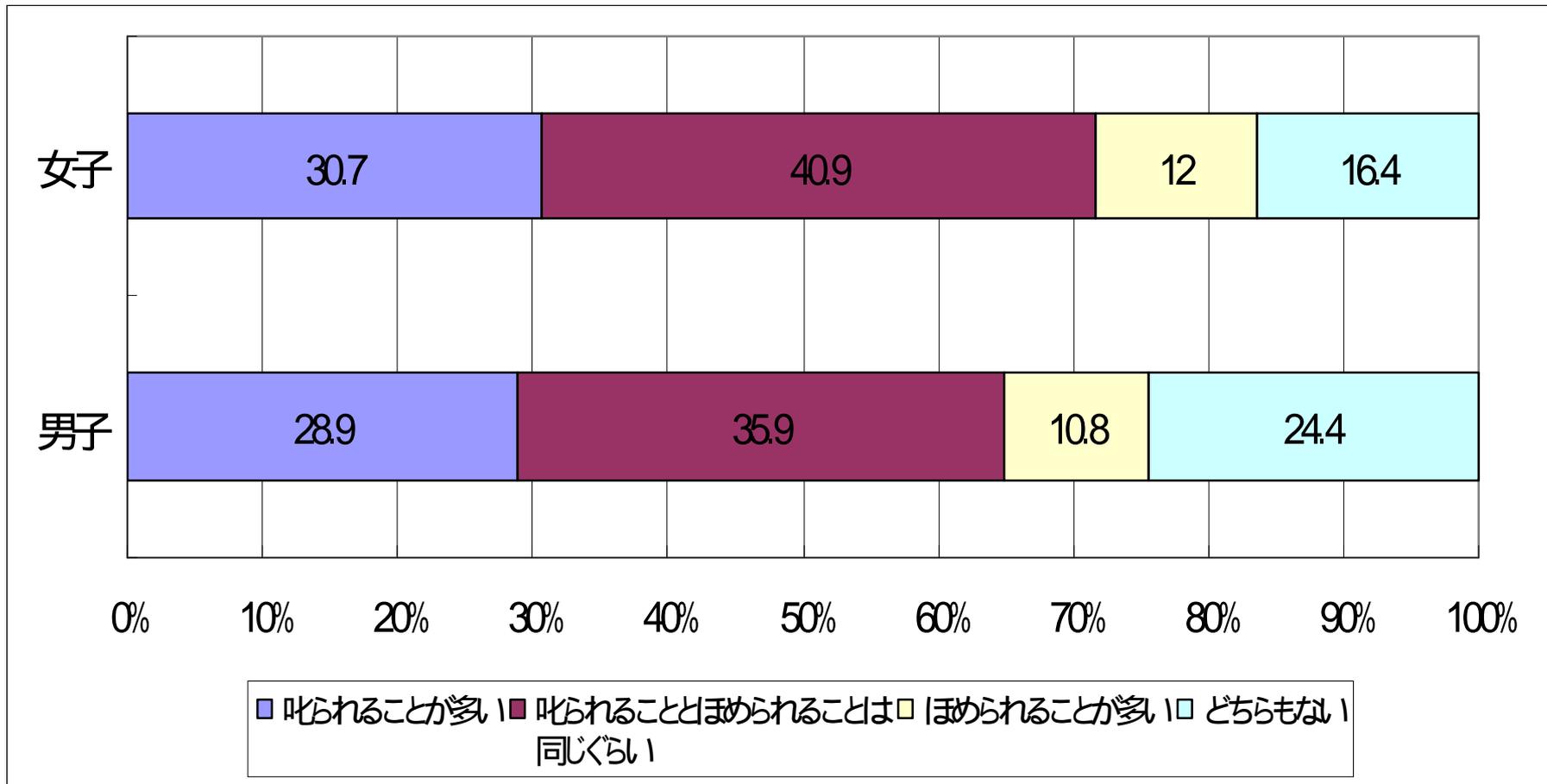
多いのは、ほめられることである。

(県内の高校生に限ったものではありません。)

正解は、



高校生になって「叱られることと  
ほめられること」の割合

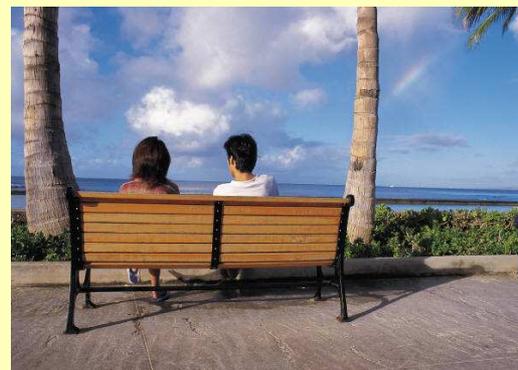


文部科学省委託事業 平成22年度「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」における実証的共同研究報告書より(全国9区、計45校の生徒と保護者にアンケート実施): 社団法人全国高等学校PTA連合会

# 問題 6

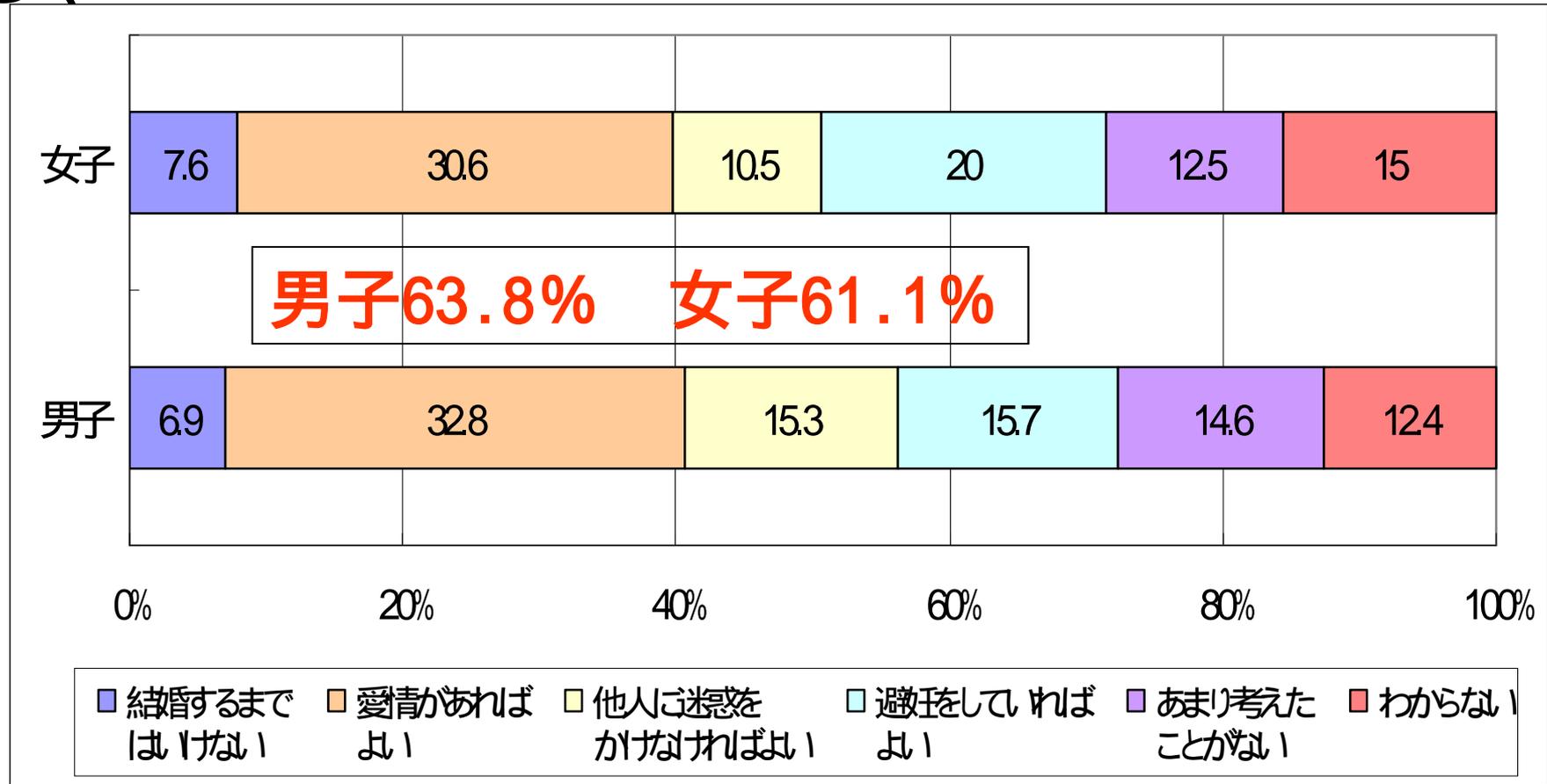
- 高校生の性的接触(性交)について、肯定的な考えをもつ高校生が多い。

(熊本県の高校生の場合)

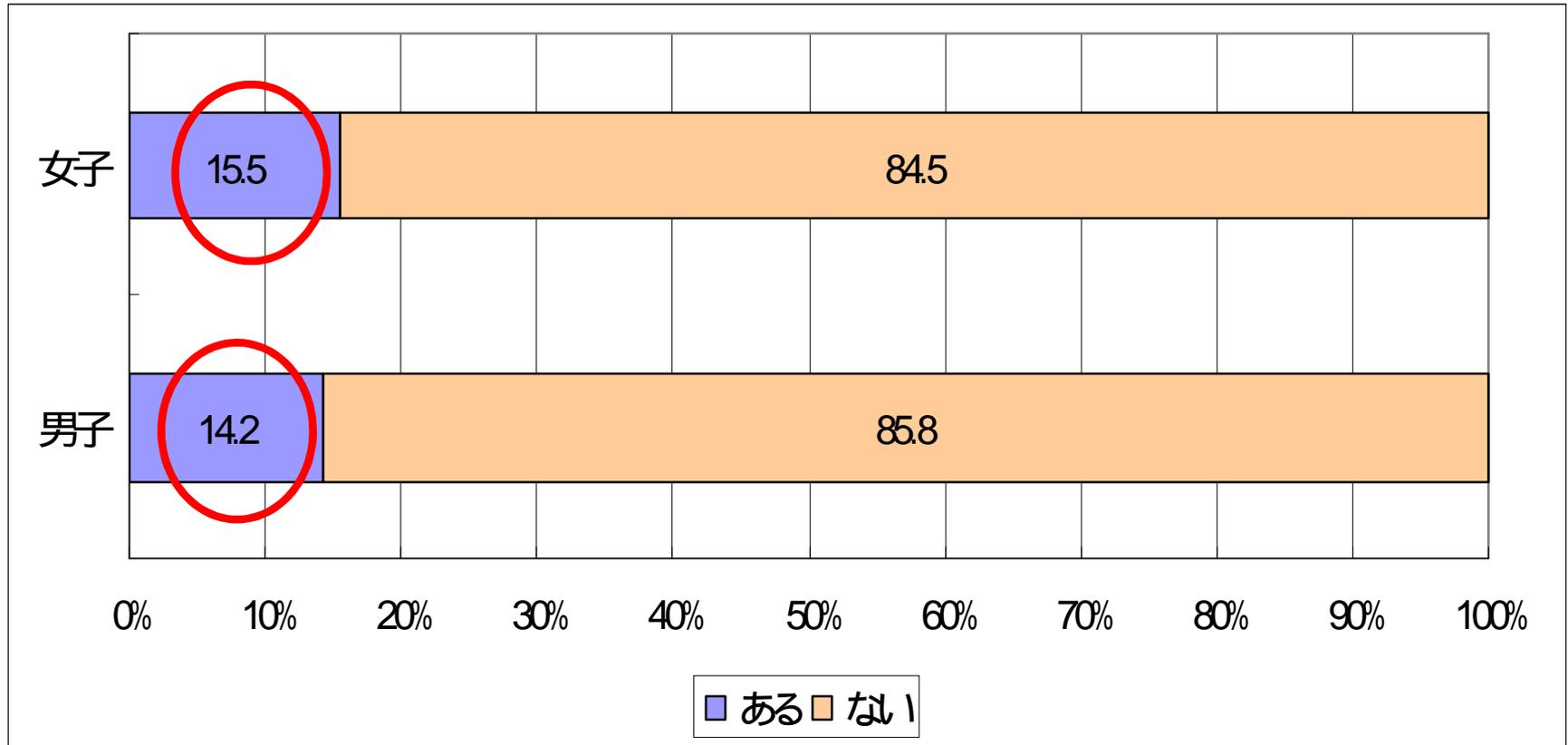


# 正解は、

高校生の性的接触について、肯定的な考えをもつ高校生は**男女ともに6割をこえている。**



# 全国高校2年生の性的接触(性交)の経験



文部科学省委託事業 平成22年度「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」における実証的共同研究報告書より(全国9区、計45校の生徒と保護者にアンケート実施)  
: 社団法人全国高等学校PTA連合会

# 問題7

- 平成22年の熊本県の10代の人工妊娠中絶率は5‰未満である。

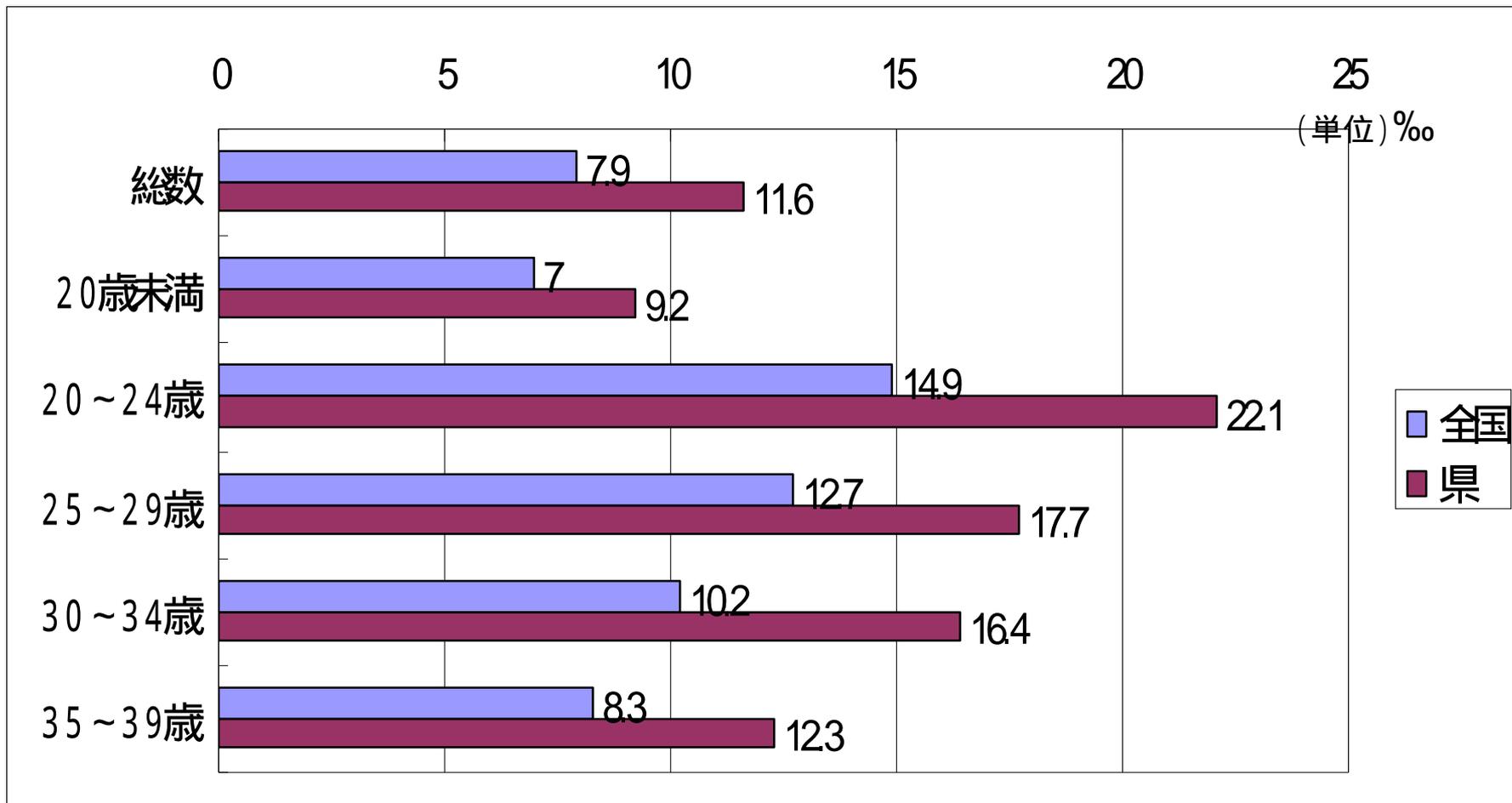
(15歳～49歳の女子人口1,000人に対する割合)

‰ = 人口1,000人に対する割合を表す単位

# 正解は、



10代の人工妊娠中絶率は9.2‰であり、  
全国ワースト6位となっている。



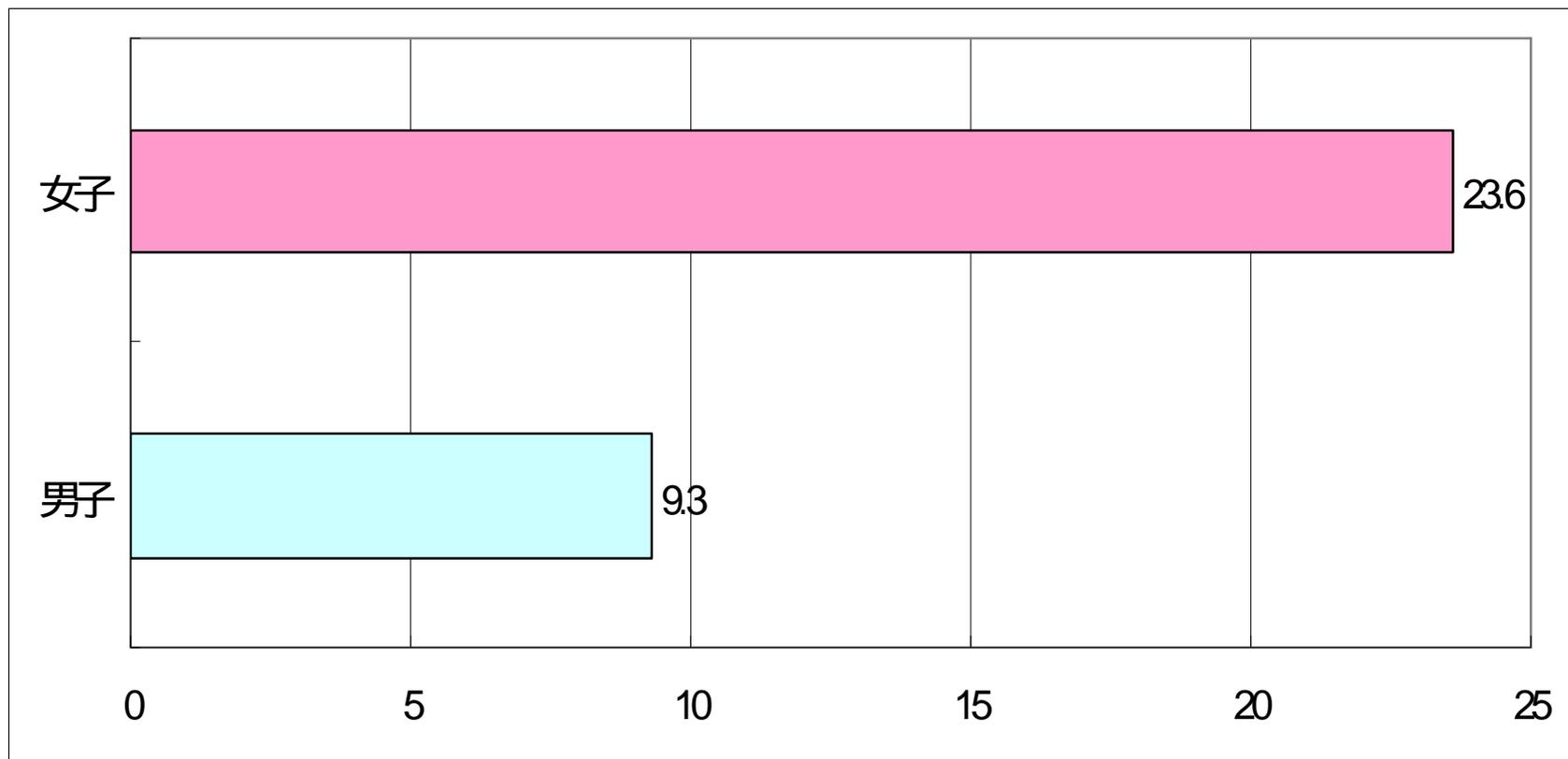
人工妊娠中絶率、5歳年齢階級別：(資料提供、子ども未来課)

# 問題 8

- 平成22年、性器クラミジア感染症の患者(熊本県の場合)の10代に占める割合は、女子は20%を超える。

# 正解は、

割合的に多いのは20代ですが、10代の割合も男子9.3%、女子23.6%です。



熊本県の性感染症発生状況調査より: (資料提供、健康危機管理課)

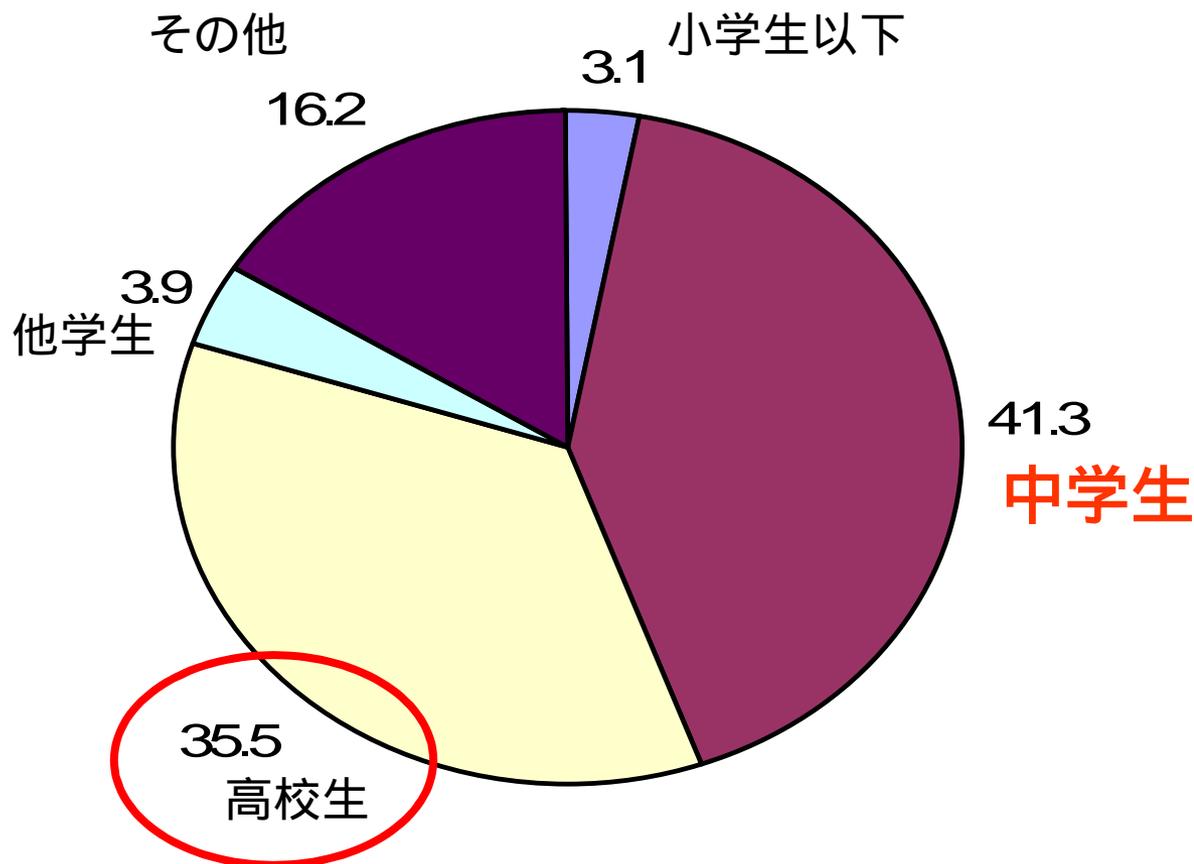
# 問題 9

- 平成23年上半期、刑法犯少年で検挙・補導された少年は688人である。学識別にみると高校生が最も多い。(熊本県の場合)

正解は、



割合的に多いのは中学生、次いで多いのが高校生である。



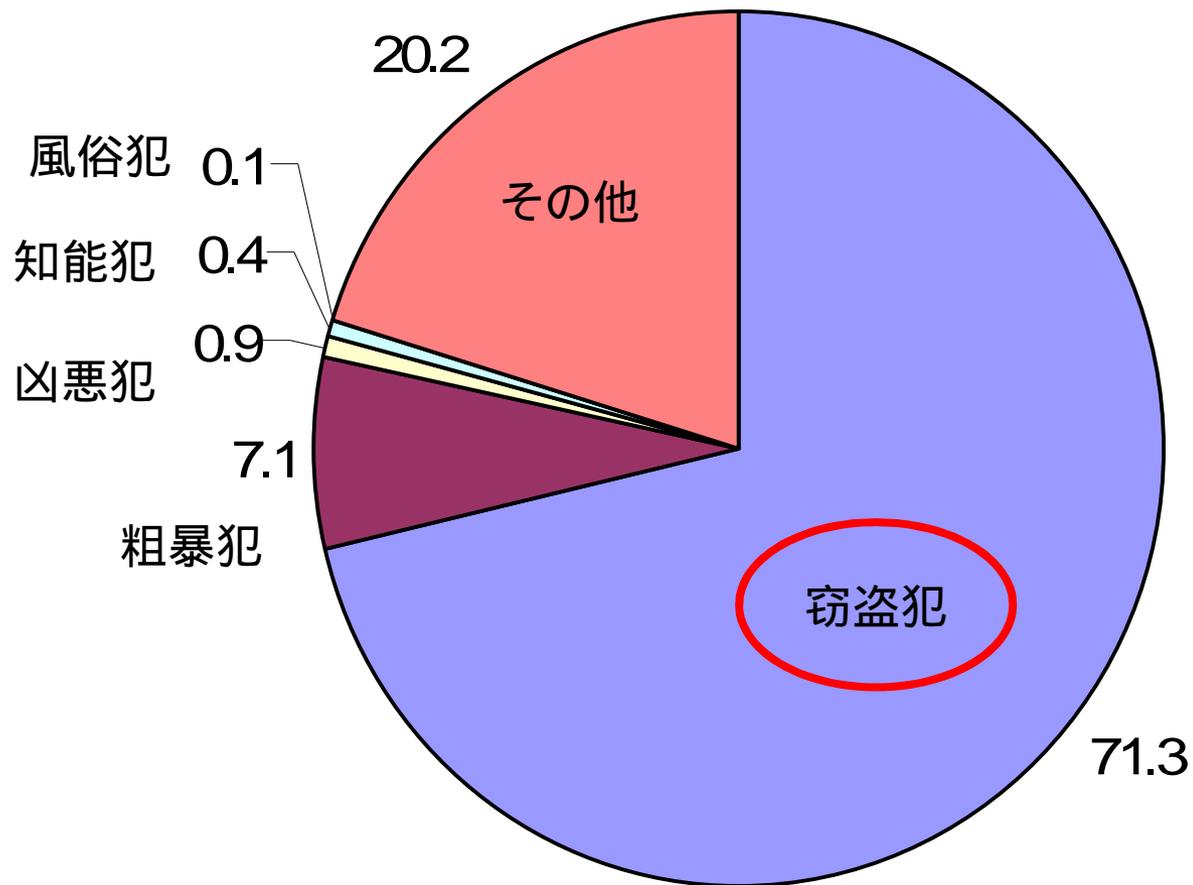
県学警連だより No. 74より

# 問題10

- 平成23年上半期、刑法犯少年で検挙・補導された少年は688人である。罪種別で1番多いのは窃盗犯である。(熊本県の場合)

# 正解は、

窃盗犯が全体の7割以上を  
占めている。



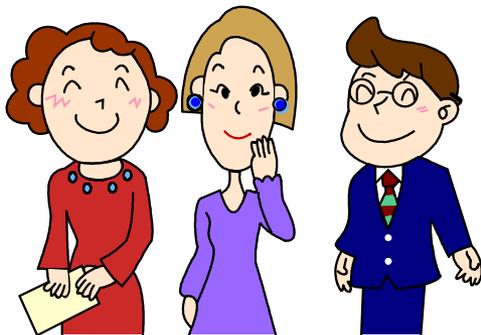
県学警連だより No. 74より

# 「親の学び」プログラム ステップ（中高生期）編

プログラムNO, 8

「クイズ王になろう

～番外編～」



～保護者編～

# 問題1

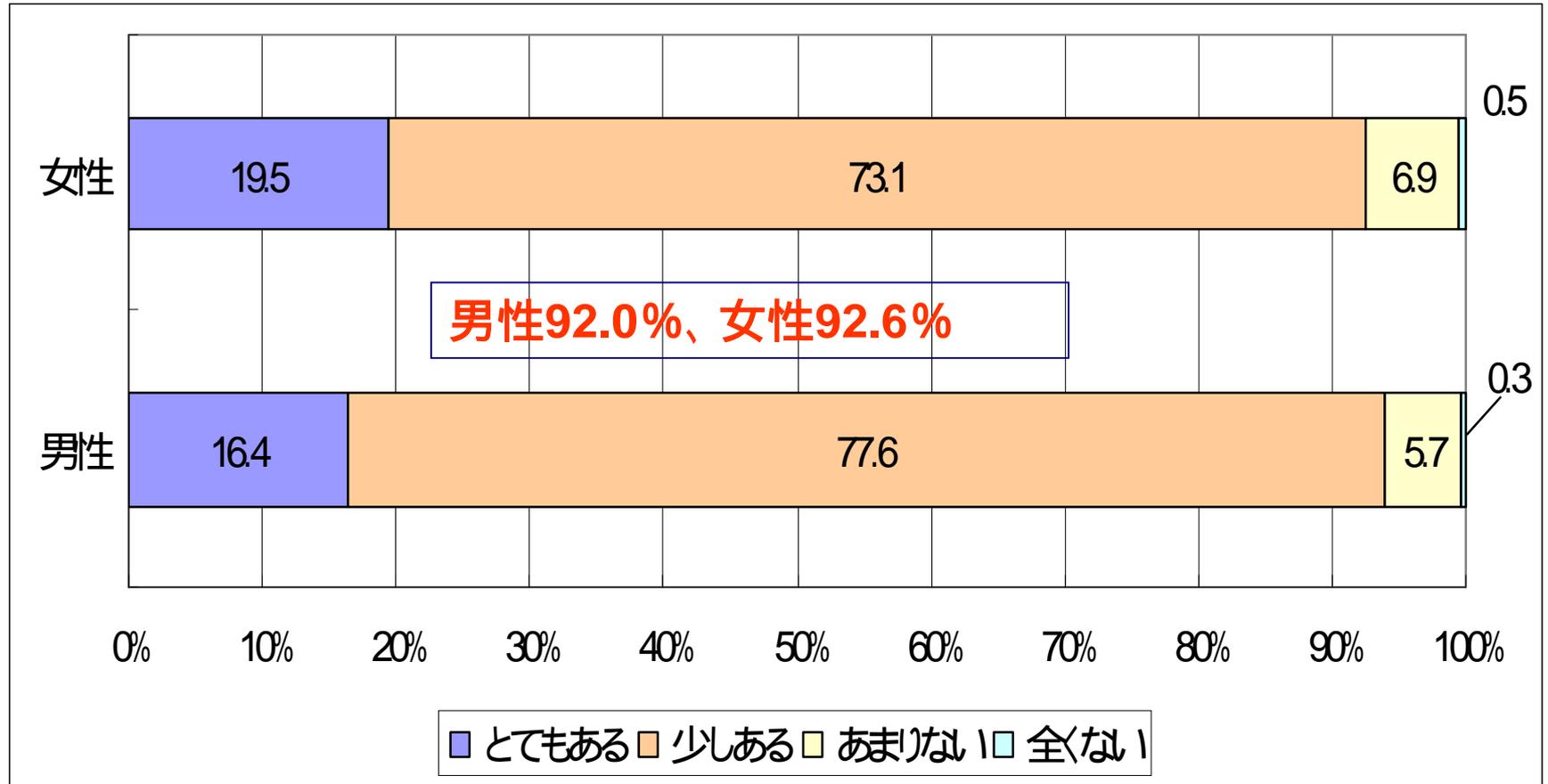
・ 高校生の子どもをもつ保護者のうち、「自分(保護者自身)にいいところがある」と思っている保護者の割合は8割以上である。

(「とてもある」「少しある」を含めて)

(熊本県内に限ったものではありません。)

# 正解は、

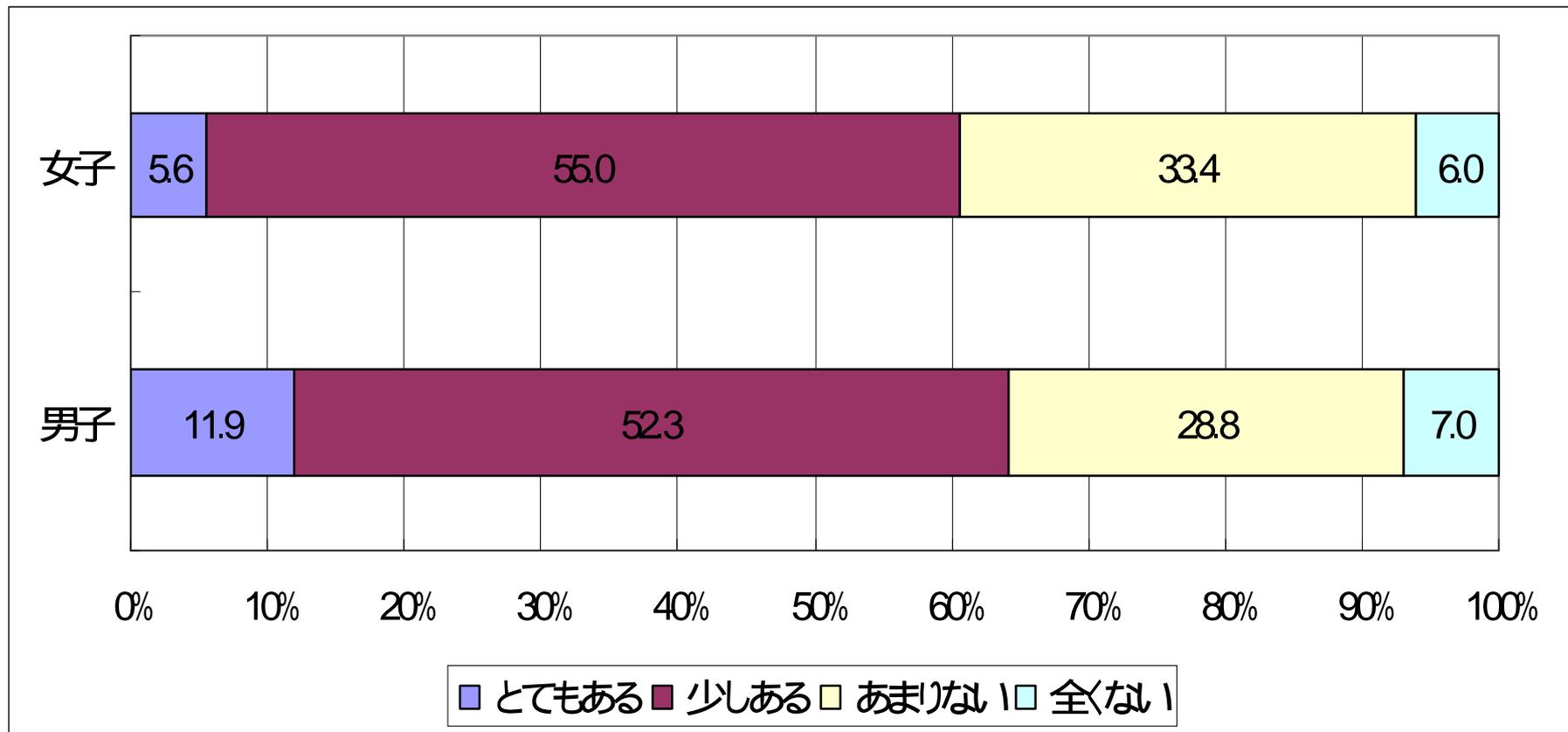
高校生の子どもたちより、「自尊感情が高い」ということになります。



文部科学省委託事業 平成22年度「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」における実証的共同研究報告書より(全国9区、計45校の生徒と保護者にアンケート実施): 社団法人全国高等学校PTA連合会

高校生に聞きました。「あなたにはいいところがあると思いますか。」

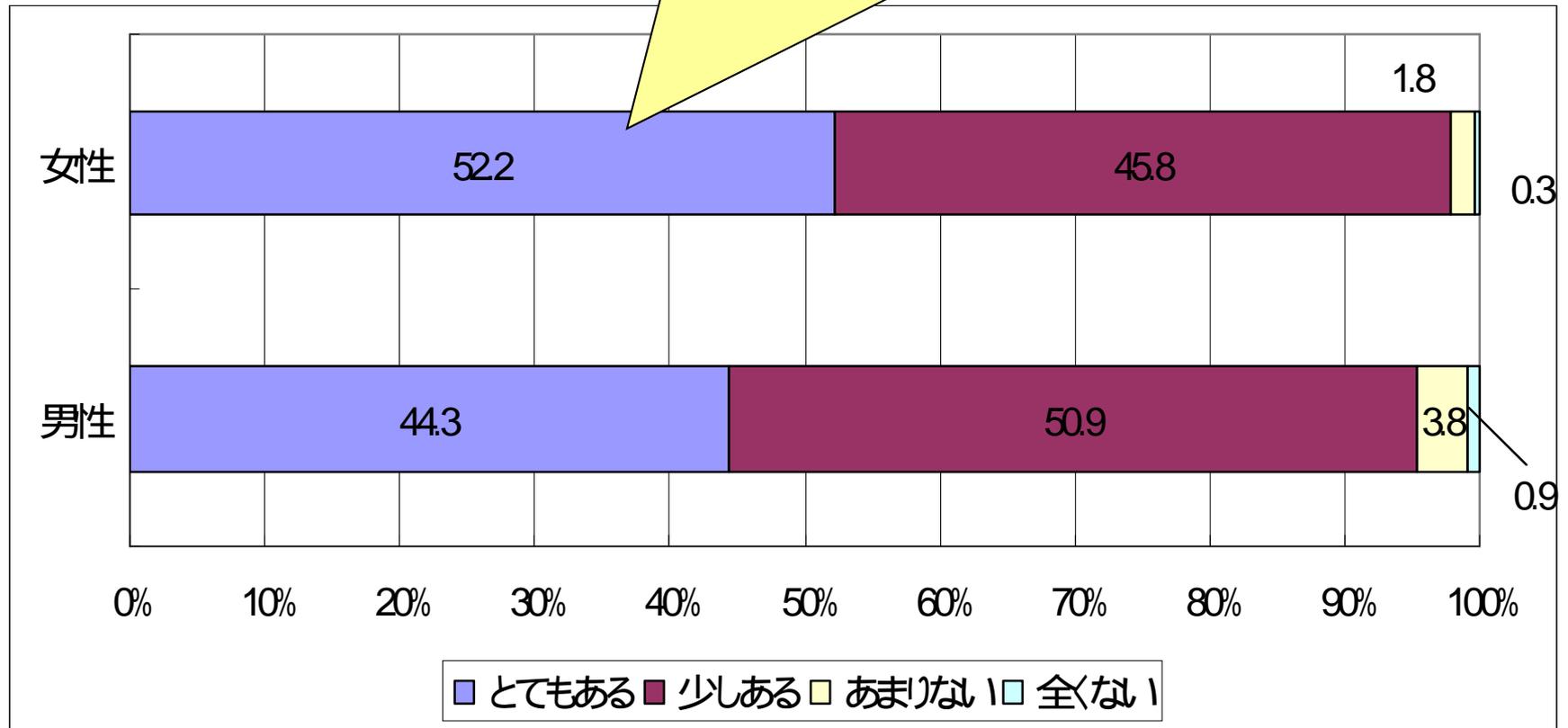
男子は約64.2%、女子は約60.6%の生徒が「とてもある」「少しある」と答えています。



文部科学省委託事業 平成22年度「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」における実証的共同研究報告書より(全国9区、計45校の生徒と保護者にアンケート実施): 社団法人全国高等学校PTA連合会

# 問：あなたには、欠点があると思いますか？

この問に関しては、高校生と同じような結果となりました。  
家庭の中で、家族を認め合い、家庭の中から自尊感情を高める言葉かけを行いましょう。



文部科学省委託事業 平成22年度「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」における実証的共同研究報告書より(全国9区、計45校の生徒と保護者にアンケート実施): 社団法人全国高等学校PTA連合会

# 問題2

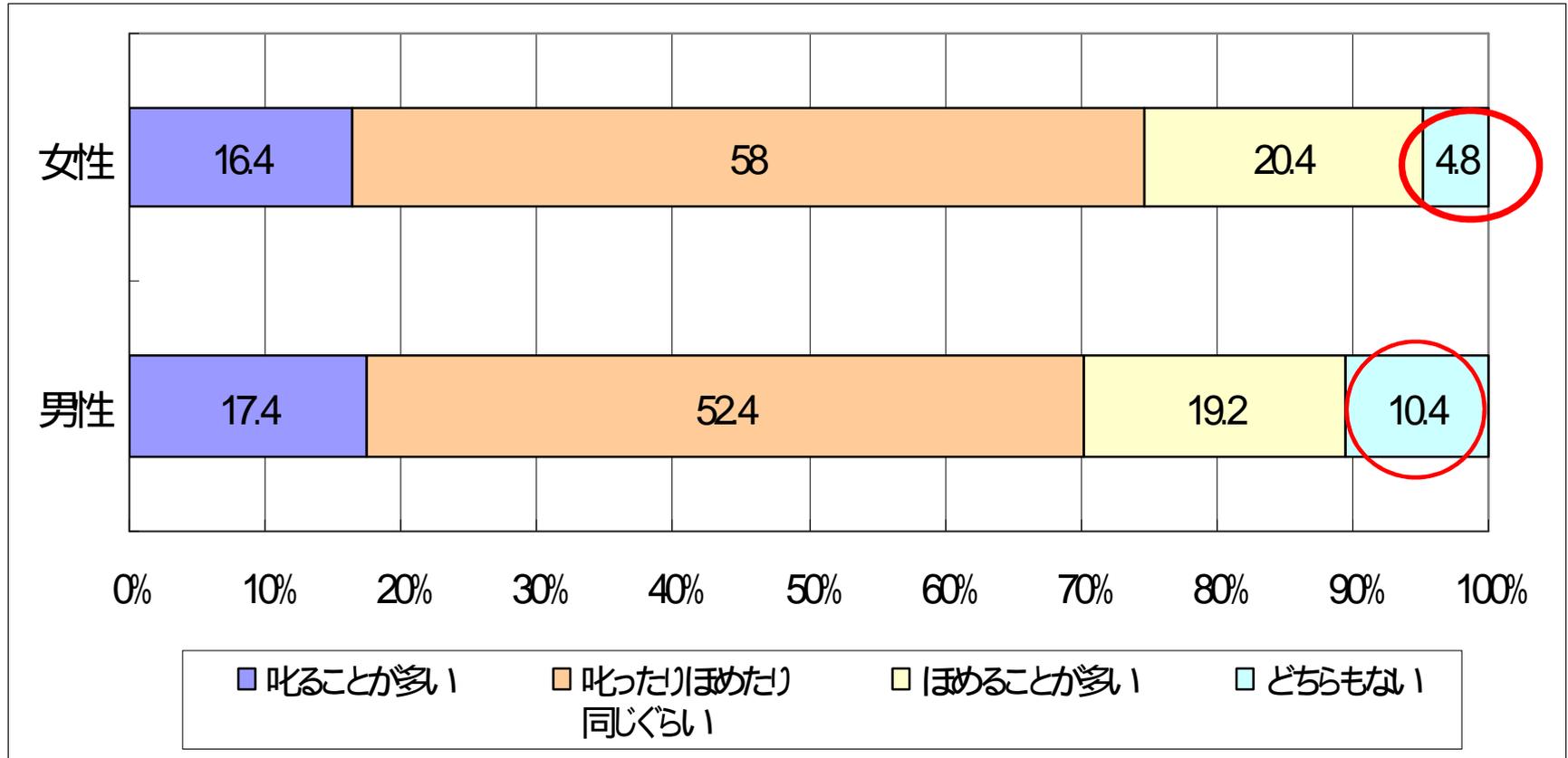
- 子どもが高校生になって、ほめたことと叱ったことでは、

「ほめたりしかったり同じぐらい」という答えが最も多い。

(熊本県内に限ったものではありません。)

# 正解は、

## 高校生の子どもを「叱ったりほめたりすること」の割合



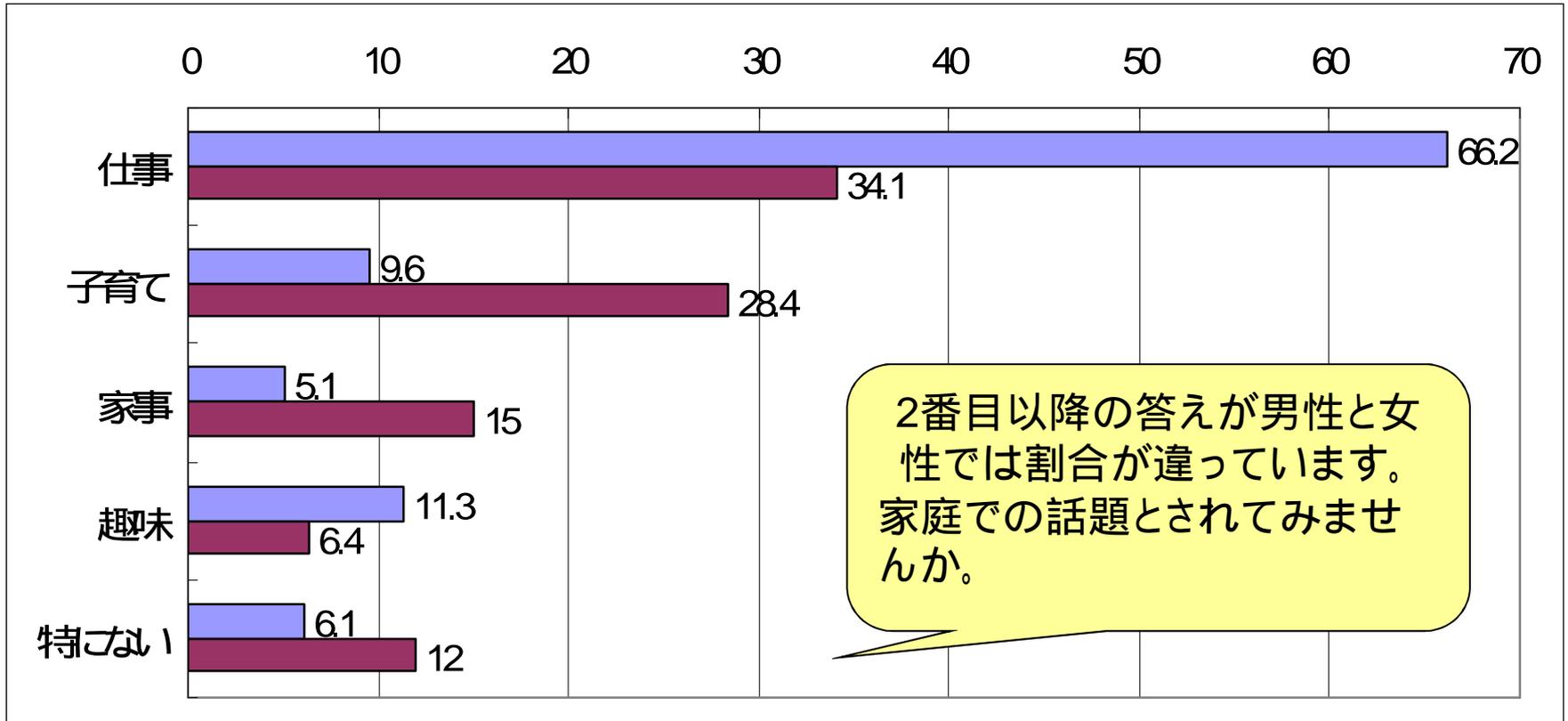
文部科学省委託事業 平成22年度「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」における実証的共同研究報告書より(全国9区、計45校の生徒と保護者にアンケート実施): 社団法人全国高等学校PTA連合会

# 問題3

- 今、一番一生懸命取り組んでいることは、「子育て」と答えた割合が最も多かった。

(県内の高校生の子どもをもつ保護者に限ったものではありません。)

正解は、**×** 男性も女性も、最も多かったのは「**仕事**」でした。



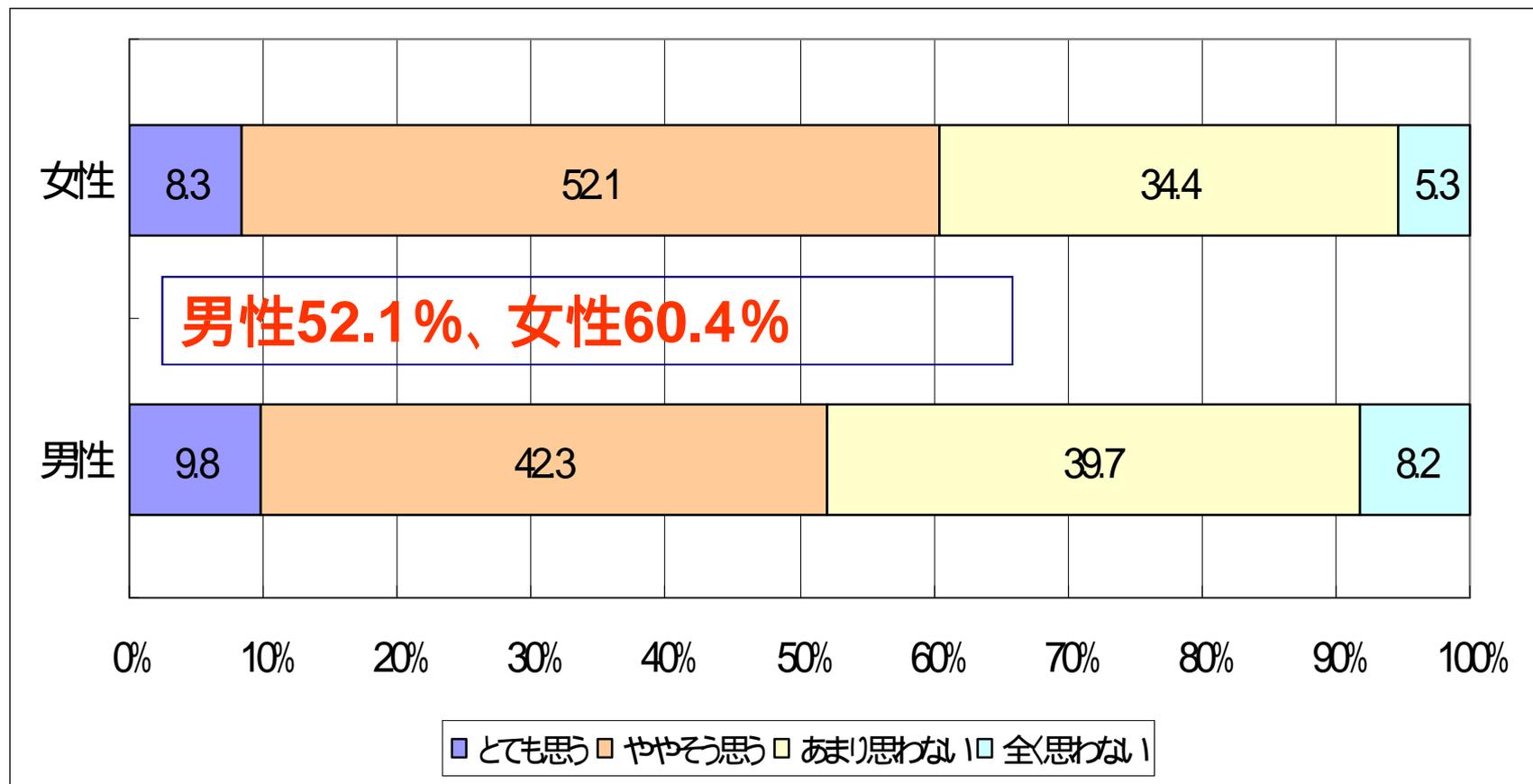
文部科学省委託事業 平成22年度「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」における実証的共同研究報告書より(全国9区、計45校の生徒と保護者にアンケート実施)  
: 社団法人全国高等学校PTA連合会

# 問題4

- 自分は、子どもに対して「過保護」だと思っている保護者の割合は、5割以下である。

(県内の高校生の子どもをもつ保護者に限ったものではありません。)

正解は、**×** 男性も女性も、5割以上が「過保護」だと思っているようです。



文部科学省委託事業 平成22年度「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」における実証的共同研究報告書より(全国9区、計45校の生徒と保護者にアンケート実施): 社団法人全国高等学校PTA連合会

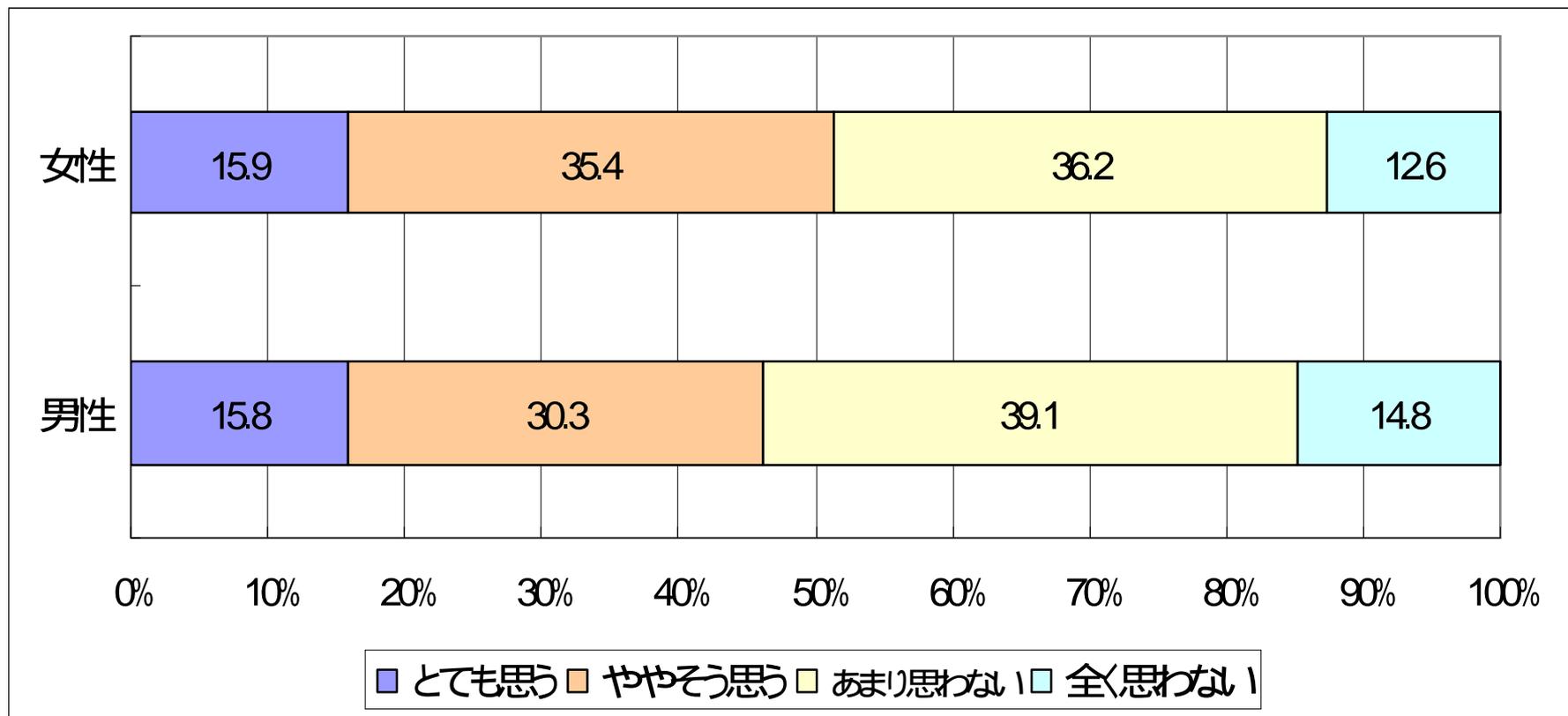
# 問題5

- 子どもの就職先は、家から近い方にしてほしいと思っている保護者の割合は、**5割程度**いる。

(県内の高校生の子どもをもつ保護者に限ったものではありません。)

正解は、

男性は約46.1%、女性は約51.3%  
がそう思っているようです。



文部科学省委託事業 平成22年度「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」における実証的共同研究報告書より(全国9区、計45校の生徒と保護者にアンケート実施): 社団法人全国高等学校PTA連合会

# 「親の学び」プログラム ステップ（中高生期）編

プログラムNO, 8

「クイズ王になろう

～もっと知って子どもしたこと～」

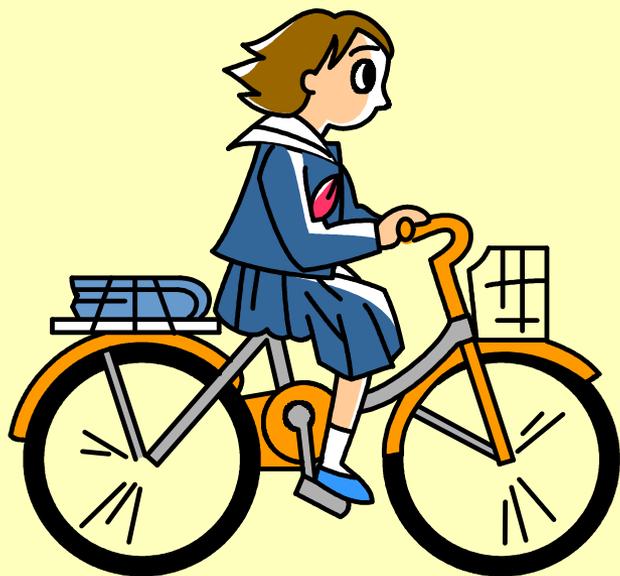


～交通安全編

～  
中学生向け

# 問題1

- 自転車は車道が原則、歩道は例外である。



# 正解は、

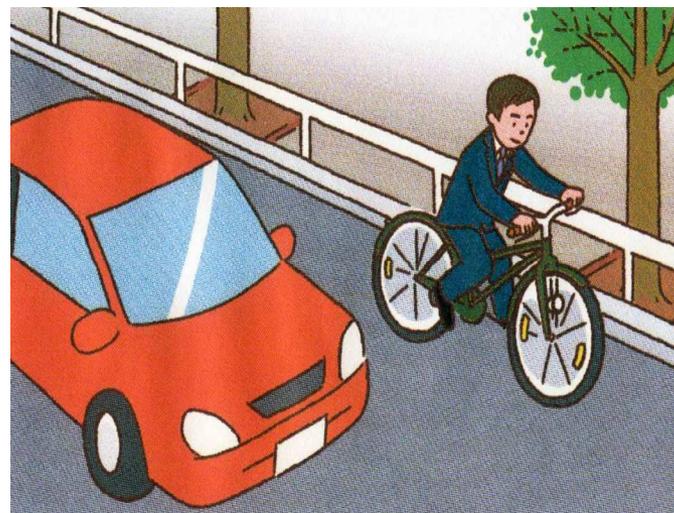
## 道路交通法第17条、18条

### 自転車安全利用5則

H19,7,10 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定

#### (1) 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通上、自転車は軽車両と位置付けられている。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則である。



罰則 3カ月以下の懲役

又は5万円以下の罰金

(財)全日本交通安全協会・警察庁 資料より

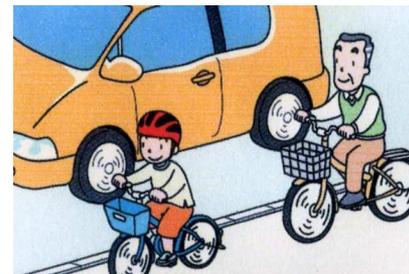
# (補足) 「歩道は例外」の具体例

(社団法人) 日本損害保険協会 資料より

- 歩道に「普通自転車の歩道通行可」の標識がある場合



13才未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が普通自転車を運転している時



車道又は交通の状況から見て、歩道通行がやむを得ないと認められる時



# 問題2

- 自転車の「二人乗り禁止」は、危険防止のため、法律で「禁止」と定めている。



# 正解は、

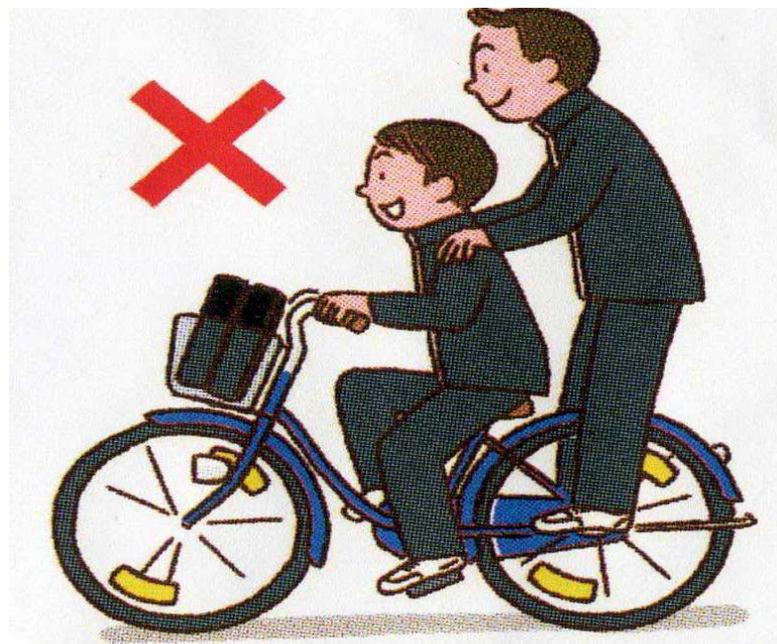
## 道路交通法第55条 自転車安全利用5則

H19,7,10 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定

### (4) 安全ルールを守る (二人乗り禁止)

6歳未満の子どもを1人乗せるなどの場合を除き、二人乗り禁止。

罰則 2万円以下の罰金  
又は料料



(財)全日本交通安全協会・警察庁 資料より

# 問題3

- 平成22年、熊本県の中学生の自転車事故の原因のうち、最も多いのは、「安全不確認」であった。



# 正解は、

県内中学生の  
交通事故原因

区 分	死傷者 数
安全不確認	24 人
交差点安全進行違反	14 人
一時不停止	14 人
通行区分・追越	7 人
通行妨害	0 人
右・左折時	0 人
信号無視	2 人
整備不良	0 人
炬火違反	0 人
その他	17 人
違反なし	38 人

熊本県警察本部 平成22年統計

# 自転車安全利用5則

H19,7,10 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定

## (4) 安全ルールを守る

### 交差点での一時停止と 安全確認

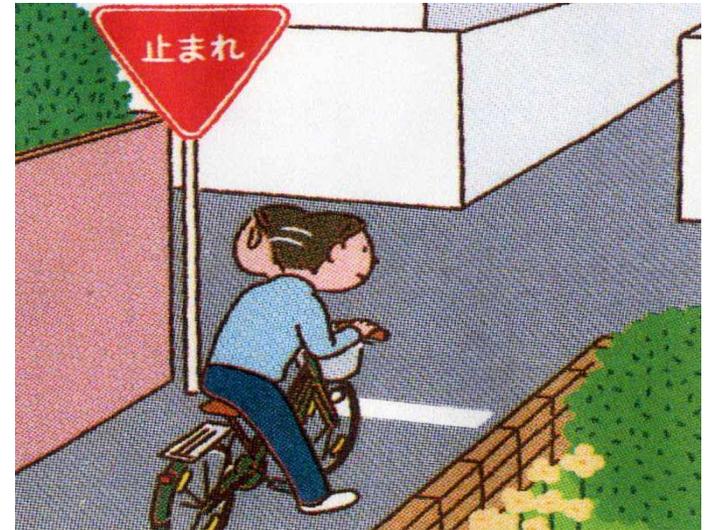
一時停止の標識を守り、狭い  
道から広い道に出るときは、徐行。

安全確認を忘れずに。

罰則 3カ月以下の懲役

又は 5万円以下の

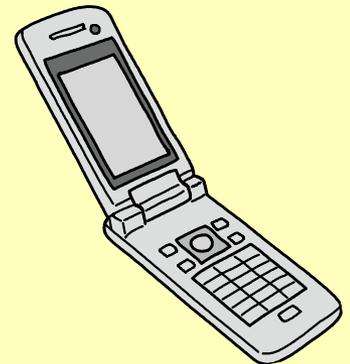
罰金



(財)全日本交通安全協会・警察庁 資料より

# 問題4

- 車の運転をしながらの携帯電話の使用は禁止であるが、自転車は法令では禁止されていない。



# 正解は、



## 道路交通法第71条6号

・視界を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で自転車を運転しない。

- ・ 自転車に乗車する場合は、「**携帯電話**」はもちろんのこと、「**携帯用電子機器**」を使用しての運転行為は禁止

H21.1.1 熊本県道路交通規則改正

傘さし運転等の**禁止**



運転中の携帯電話使用等の**禁止**



【罰則】5万円以下の罰金

# 問題5



このTSマークは、防犯登録をした自転車につけるマークである。

# 正解は、**×** 「TSマーク」とは・・・

「**自転車安全整備制度**」に付帯する保険。

同制度の加盟店で、自転車を購入したり、点検整備を受けると保険に加入できる。支払い限度額で2種類あり、**有効期間は1年。**



第一種TSマーク



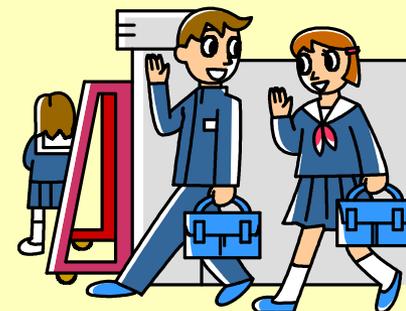
第二種TSマーク

種類	内容	入院15日以上	死亡・重度障害	賠償責任限度額
一種(青マーク)		1万円	30万円	1,000万円
二種(赤マーク)		10万円	100万円	2,000万円

(T・・・Traffic S・・・Safety (交通安全)の略)

# 問題6

- 自転車事故では、被害者になるケースが多いが、加害者になることはない。



# 正解は、



## 自転車事故の 高額賠償事例

(社団法人)日本損害保険協会 資料より

### 事故の概要

自転車に背後から衝突されて重い障害が残ったとして、元看護師の女性(57歳)が、乗っていた当時高校生の女性(19歳)と父親に損害賠償を求めた訴訟で、横浜地裁は、高校生に**5,000万円**の支払いを命じた。

被害者女性は、午後7時15分頃路上を歩いて帰宅途中、**無灯火で携帯電話**に気を取られて前方注意を怠り進行してきた高校生の自転車に、背後から衝突され、首などに怪我をして歩行困難になり、看護師の職も失って生活保護を受けている。



參考  
資料

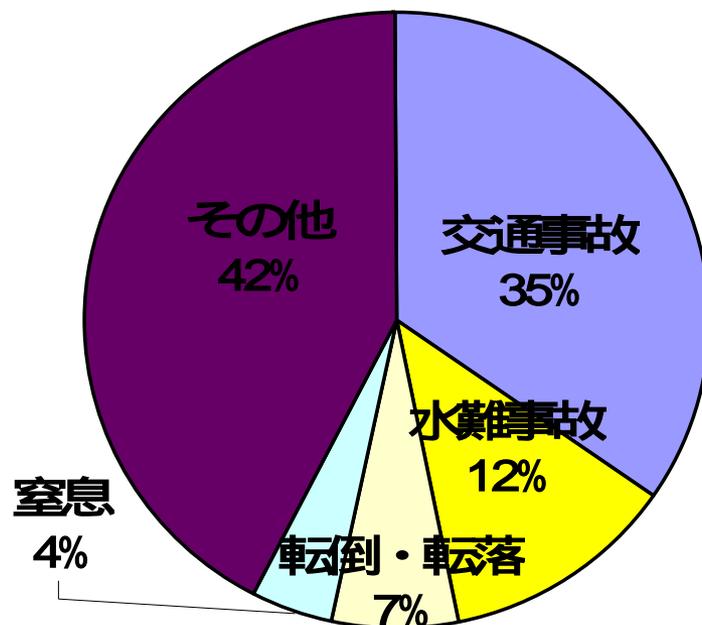
# 10 ~ 14歳の死因順位

第1位	悪性新生物 ( 95 )
第2位	不慮の事故 ( 92 )
第3位	自殺 ( 55 )
第4位	心疾患 ( 29 )

厚生労働省 平成21年度人口動態統計より)

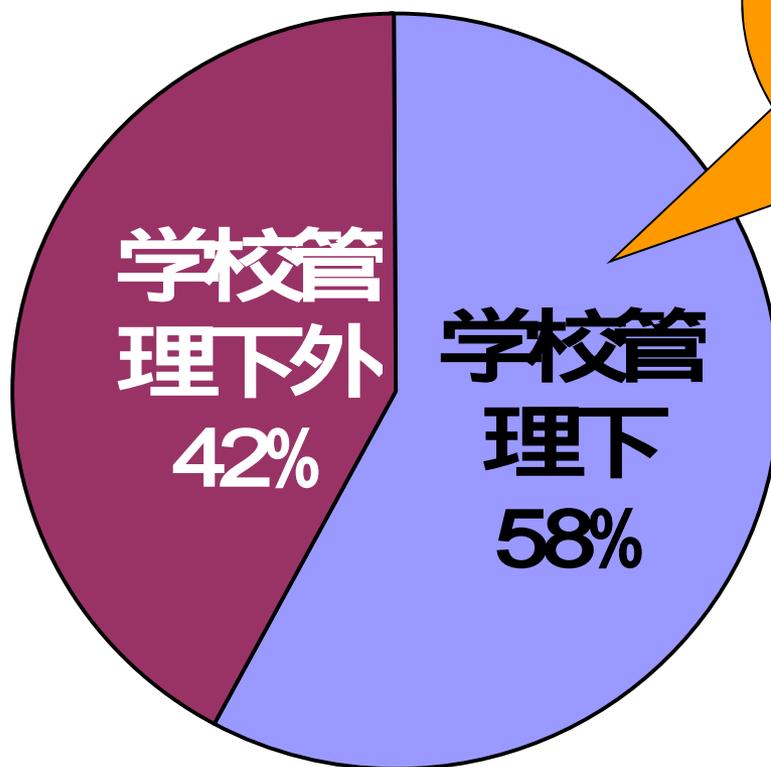
# 不慮の事故の状況内訳（10～14歳）

平成21年度10～14歳不慮の事故の理由内訳



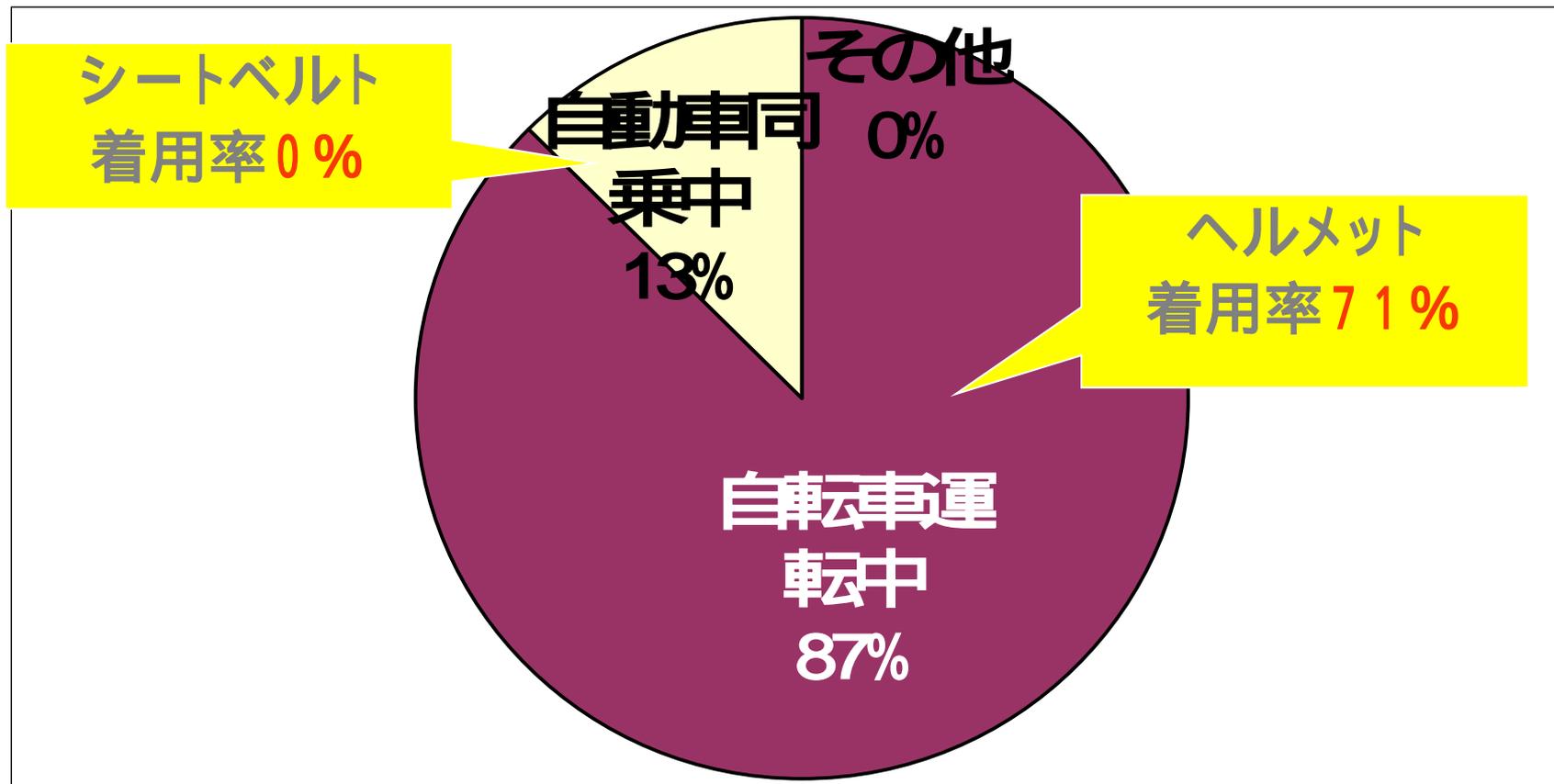
# 県内中学生の交通事故発生状況 (学校管理下)

交通事故発生状況「中学校」



登下校中、  
生徒の自転車通学が関係している。

# 県内中学生の交通事故発生状況 (通行状況)



# 自転車安全利用五則

H19.7.10 中央交通安全対策会議  
交通対策本部決定

- (1) 自転車は、**車道が原則**、歩道は例外
- (2) 車道は**左側**を通行
- (3) 歩道は**歩行者優先**で、車道寄りを徐行
- (4) **安全ルールを守る**

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 夜間はライトを点灯  
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

- (5) 子どもはヘルメットを着用（13歳未満の者）



H21.1.1 熊本県道路交通規則改正

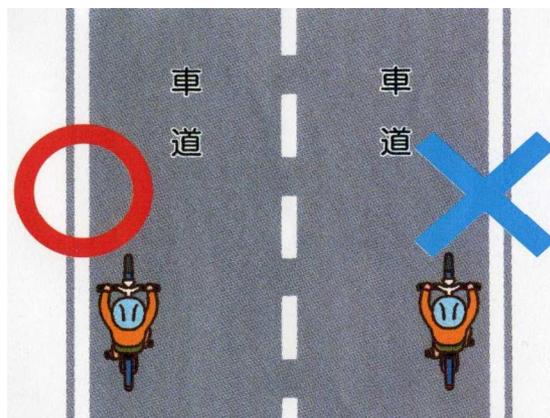
自転車に乗車する場合は、「**携帯電話**」はもちろんのこと、「**携帯用電子機器**」を使用しての運転行為は禁止

# 自転車安全利用5則

(財)全日本交通安全協会・警察庁 資料より

## (2) 車道は左側を通行

自転車は、道路の左側に寄って通行しなければならない。



罰則 3カ月以下の懲役又は  
5万円以下の罰金

## (3) 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければならない。



罰則 2万円以下の罰金  
又は科料

# 自転車安全利用5則

(財)全日本交通安全協会・警察庁 資料より

## (4) 安全ルールを守る (飲酒運転禁止)

自転車も飲酒

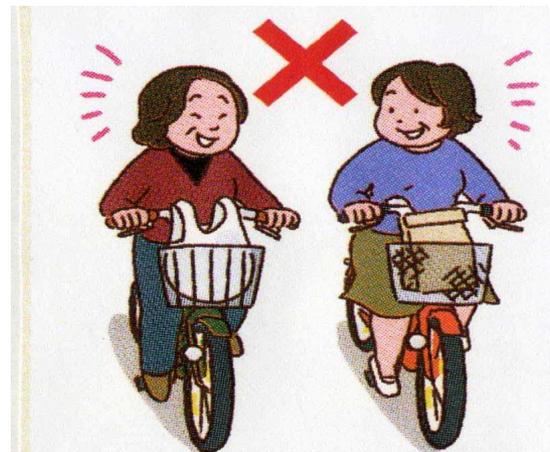
運転は禁止。



罰則 5年以下の懲役又は  
100万円以下の罰金 (酔って運転した場合)

## (並進禁止)

「並進可」標識のある場所  
以外では、並進禁止。



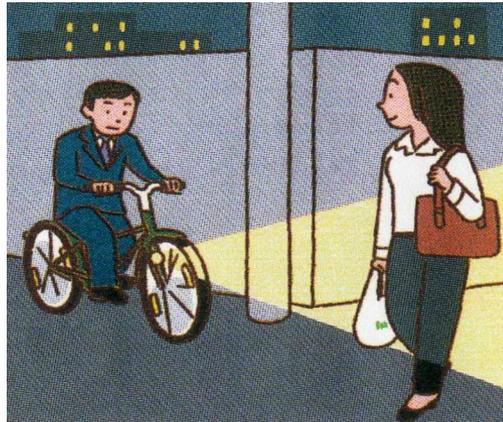
罰則 2万円以下の罰金  
又は科料

# 自転車安全利用5則

(財)全日本交通安全協会・警察庁 資料より

## (4) 安全ルールを守る (夜間はライトを点灯)

夜間は、前照灯及び尾灯  
(又は反射器材)をつける。

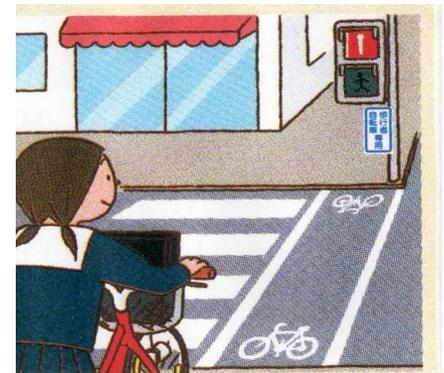


罰則 5万円以下の罰金

## (信号を守る)

信号を必ず守る。

「歩行者・自転車専用」信号機のある場合は、  
その信号に従う。



罰則 3カ月以下の懲役 又は  
5万円以下の罰金

# 自転車安全利用5則

(財)全日本交通安全協会・警察庁 資料より

## (5) 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、  
児童・幼児に乗車用ヘルメットを  
かぶらせるよう努めなければなら  
ない。



# 「親の学び」プログラム ステップ（中高生期）編

プログラムNO, 8

「クイズ王になろう  
～もっと知って子どもしたこと～」



～心とからだ編～  
中学生向け

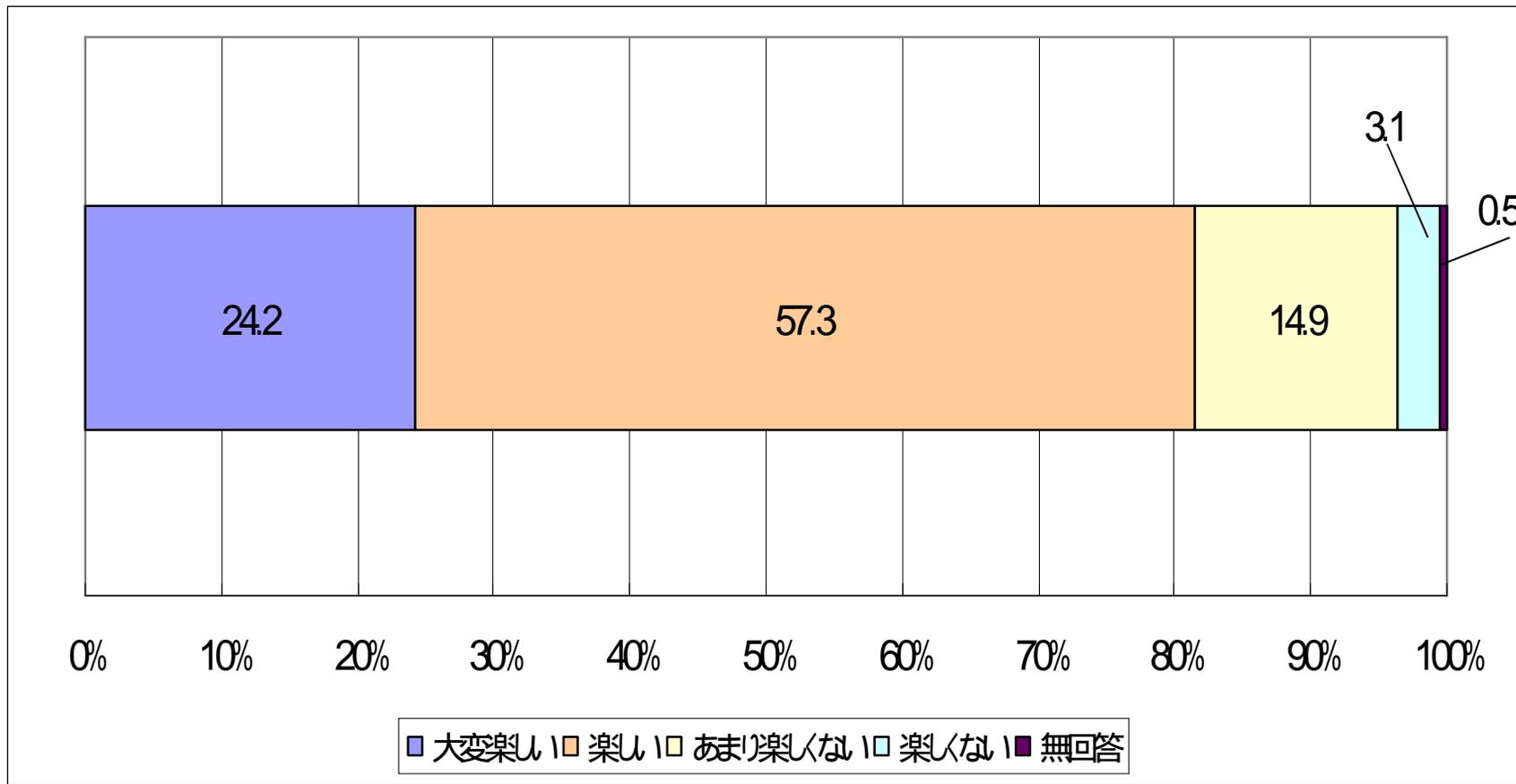
# 問題1

- 家族と一緒に過ごしているときは「大変楽しい」「楽しい」と感じている中学生は、およそ80%である。(熊本県の場合)



# 正解は、

約81.5%の生徒は「大変楽しい」「楽しい」と感じている。しかし、約18%の生徒は「あまり楽しくない」「楽しくない」と答えている。



平成19年3月熊本県教育委員会作成「性教育の手引き」より

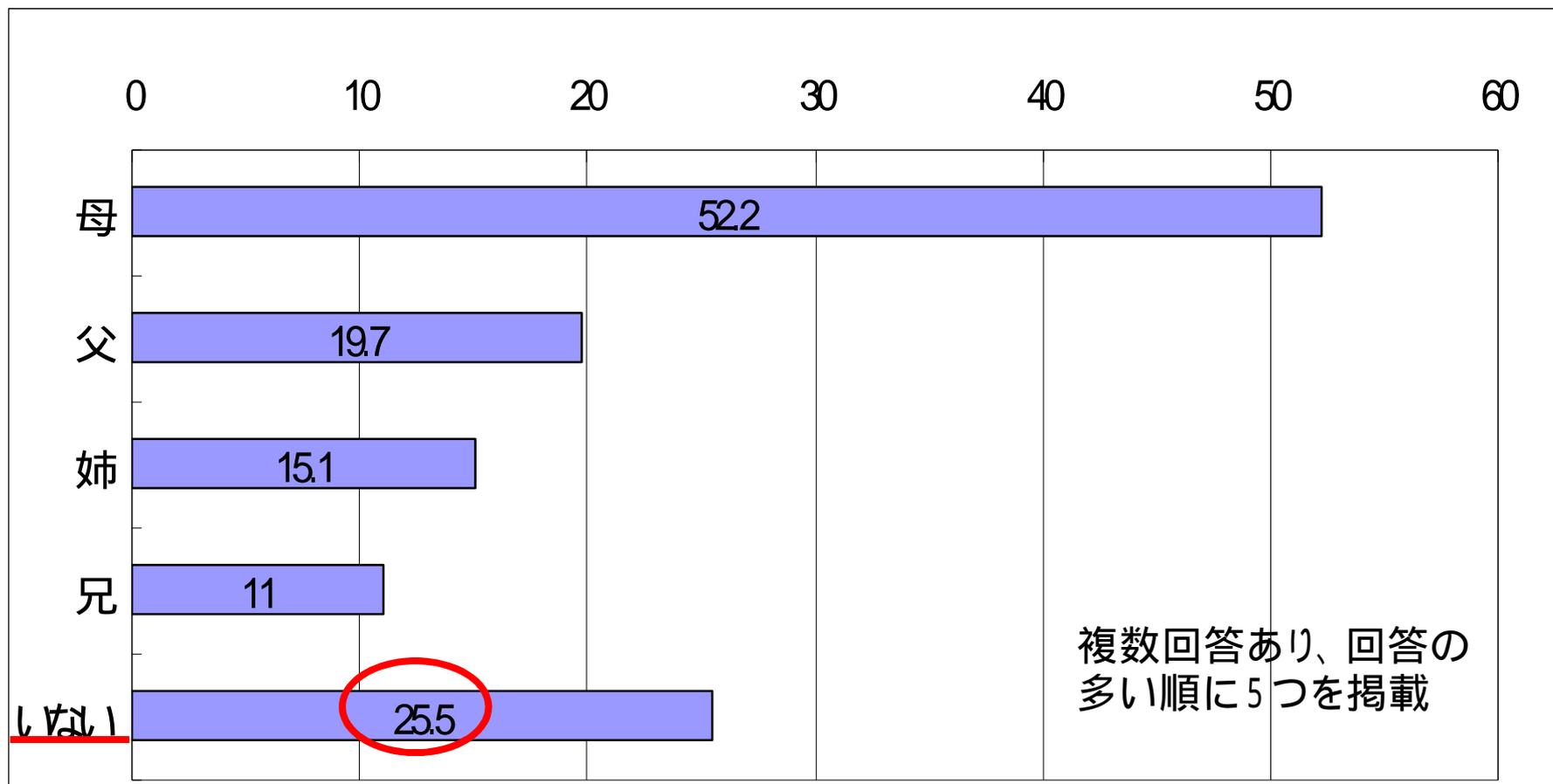
# 問題2

- 家族の中で、何でも話せる人は「いない」と答えた生徒は、30%以下である。  
(熊本県の場合)



# 正解は、

約25.5%の生徒は「何でも話せる人がいない」と感じています。



平成19年3月熊本県教育委員会作成「性教育の手引き」より

# 問題3

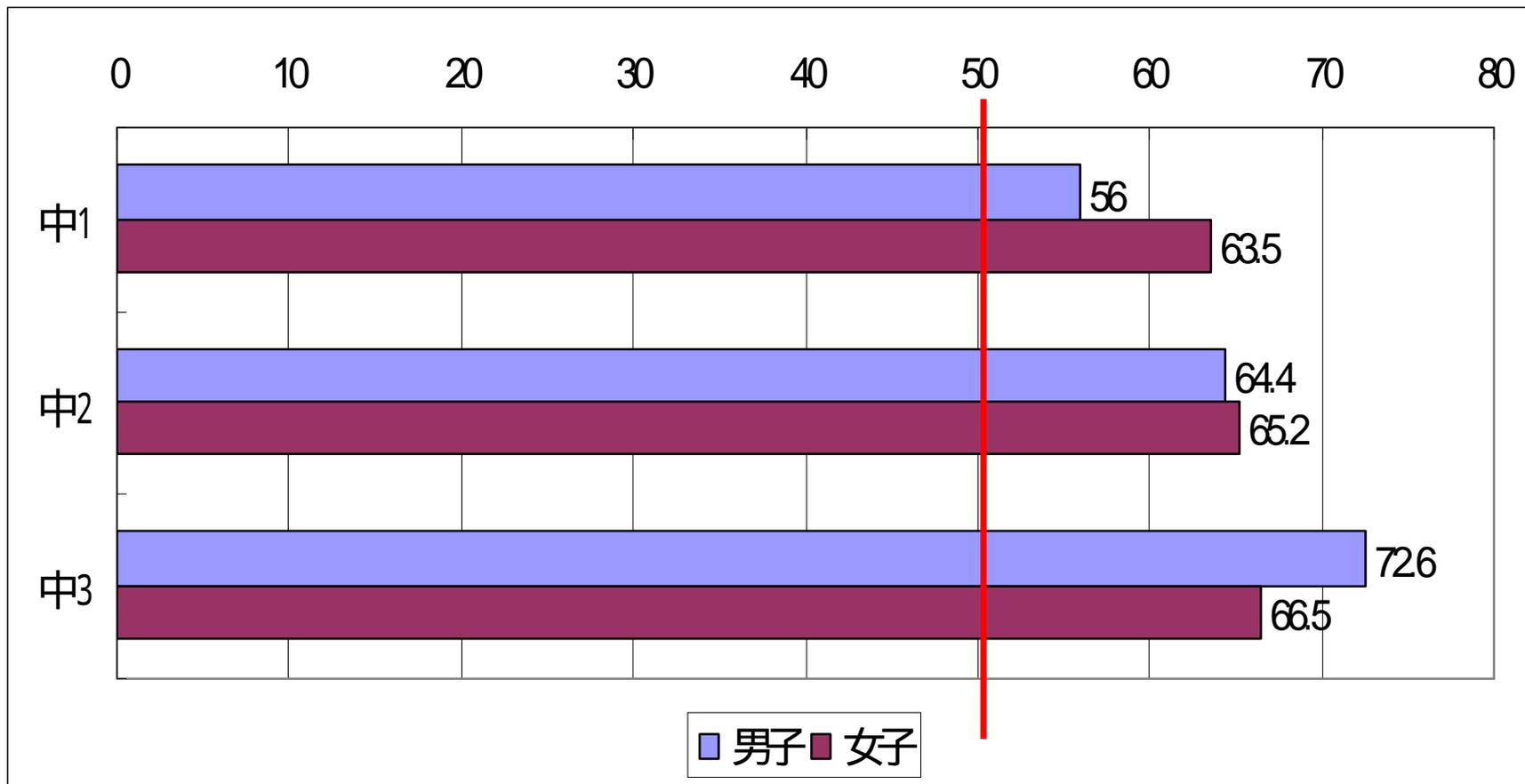
- 特定の異性と親しくなりたいと思っている中学生は、男子も女子も学年を問わず、5割を超える。

(熊本県の場合)



# 正解は、

男女とも学年があがるにつれて、その値は高くなっている。

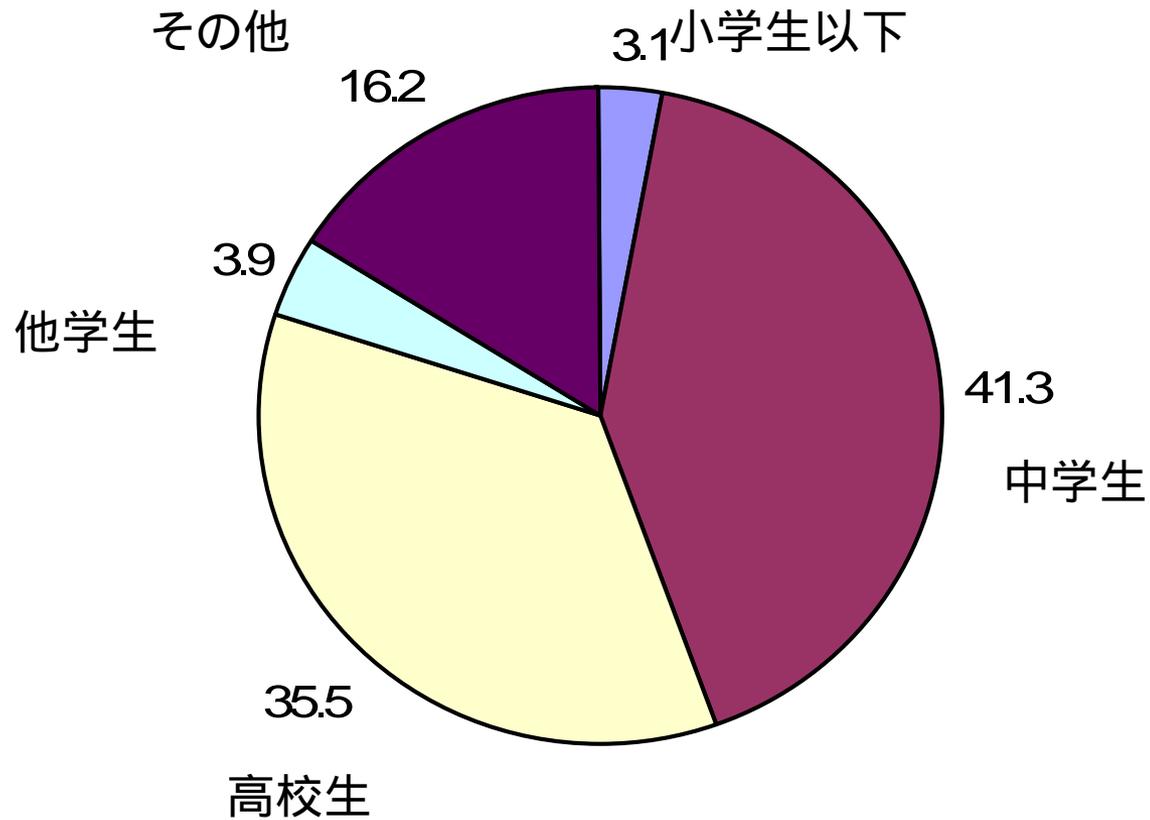


# 問題4

- 平成23年上半期、刑法犯少年で検挙・補導された少年は688人である。学識別にみると熊本県の場合、中学生が最も多い。

# 正解は、

割合的に多いのは中学生、次いで多いのが高校生である。



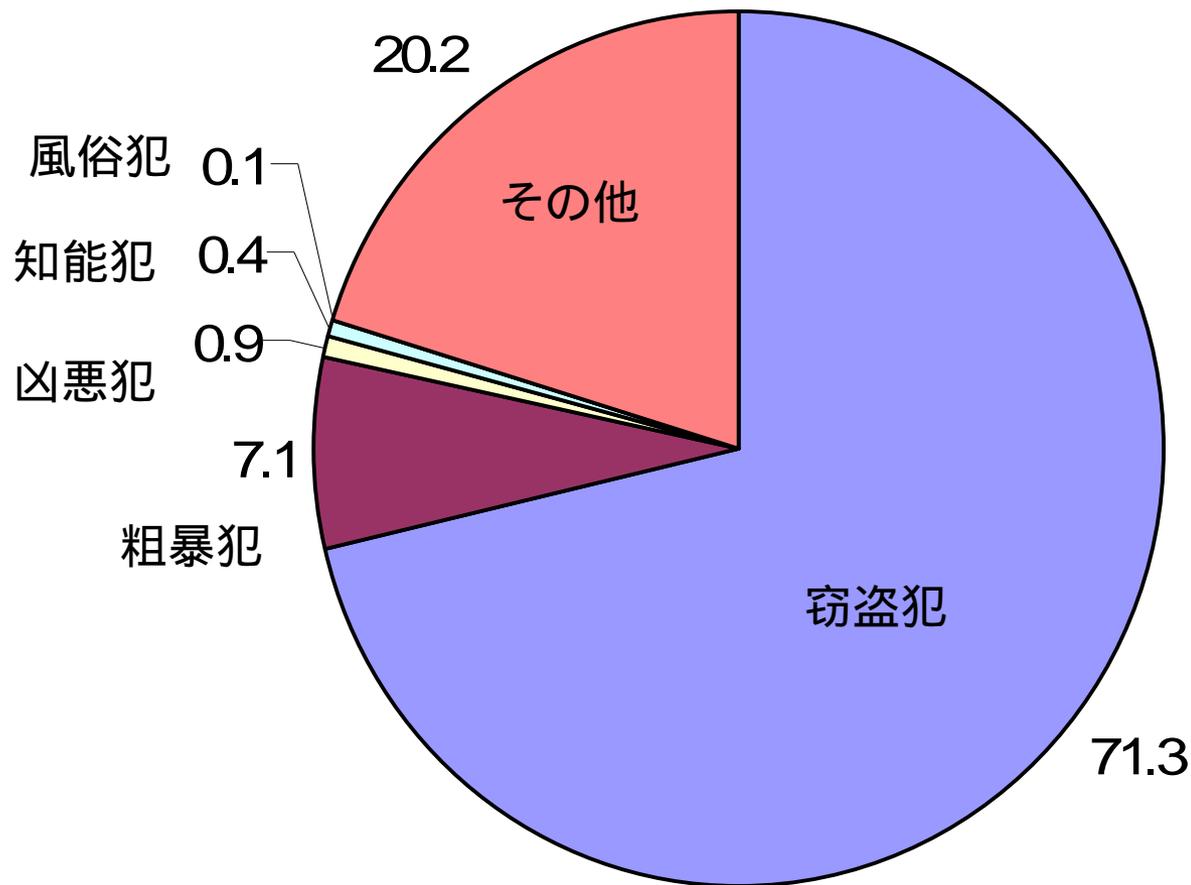
県学警連だより No. 74より

# 問題5

- 平成23年上半期、刑法犯少年で検挙・補導された少年は688人である。罪種別で1番多いのは窃盗犯である。(熊本県の場合)

# 正解は、

窃盗犯が全体の7割以上を  
占めている。



県学警連だより No. 74より